

重く受けとめておるところでございます。

特に土浦の事件につきましては、三月の二十四日付で凶悪犯罪の指名手配被疑者に対する捜査上の留意事項に関する通達を出させていたいただきまして、茨城県警察に対して、当時の捜査体制、方法などについて検証をするように指示をしておるところでございます。

茨城県警察におきましては、同日付でプロジェクトチームを立ち上げまして、我々が指示しております内容に適切に対応してきたかどうか、こうした事柄の検証作業を進めている旨報告を受けておりまして、そこから得られました反省、教訓事項を、今後のこの種の事案の捜査に役立てていくように警察庁を指導してまいりたいと思っております。

岡山の事件も全く不意な事柄でございまして、どうやってあしたの事件を防止するか、多くの課題があると思いますが、この事件につきましても検証を進めてみたいと思います。

また、委員お尋ねの、今回の事件、事案は給付金の対象になり得るのかというお尋ねでございますが、まさに、これまで報告を受けた限りでは、通り魔による全く不慮の犯罪による被害でありまして、そういうことからいいますと、犯罪被害に当たるものだと考えております。

しかし、具体的なことにつきましては、犯罪被害者等給付金の支給について、被害者等からの申請に基づく、これは当然のことでございますが、そうしたこと、また、都道府県公安委員会において、他の公的給付制度等との関連も考慮しつつ適正に判断をしなければならぬものであると考えておるところでございます。

○田端委員 犯罪被害者等給付金支給法というこの法律のそもそも成立したきっかけは、大変古い話になりますが、昭和四十一年、今から四十二年ほど前になりますが、横浜の鶴見区で起こった通り魔殺人事件、市瀬清さんという当時二十六歳の息子さんが通り魔に遭って亡くなった。その亡くなるときに、あだを討つてくれということでお

父さんに抱えられながら息を引き取った。こういうことで、市瀬さんのお父さん、お母さん、お父さんが朝一さんでございしますが、もう自分の仕事をなげうって、その後、犯罪被害者補償制度を促進する会という会を立ち上げまして、全国運動を起こし、そしてまた、国会への請願とか署名運動とか、そんないろいろなことをやりながら、大きく問題意識を世間に問うていった、こういう流れがあったと思います。

そして昭和四十九年に三菱重工の爆破事件等もありまして、ますます世論の高まりということになって、昭和五十四年には実は市瀬さんを主人公にした映画がございまして、映画「衝動殺人 息子よ」というのが若山富三郎、高峰秀子主演でありました。私、実は当時、公明新聞の記者をやっております。市瀬さんともかわつたことがありまして、あの映画には大変感銘を受けた思い出があります。

そういう流れの中でこの法律が制定されていくわけですが、昭和五十五年に制定され、五十六年一月に施行になる、こういうことで、私たち公明党としても、当初からこの問題を大変重視しておりまして、この法律を公明党が真っ先に提案させていただいたという経緯もありました。

この法律は、そういう意味では、市瀬さんという、一人の息子さんを犠牲にされた御両親が立ち上がった市民運動といえますが、市民の一つの大きな盛り上がりの中でできた法律という意味では、今までになかった大変画期的な法律だと私は感じております。その点、こういう犠牲があつて、そして今があるんだ、四十何年という時間がかかっていますけれども、市民の意識の高まりの中で誕生した法律、そういう意味では私は大変に評価している法律でございしますが、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○泉國務大臣 委員御指摘のように、四十一年五月の生麦通り魔殺人事件、市瀬さんがお亡くなりになるということであつたわけですが、御両親が本当に、生涯をかけて申し上げてもいいような

御努力の末に、こうした法案への足がかりをつけていただいた、そして三菱重工爆破事件がこれをまた、必要性を世に訴えたという事柄を私も認識しておるところでございます。本日に、御遺族の方々の活動がなければ、その後の法制化にどこまで進み得たか、こういう思いを持っております。こうした状況の中で、五十六年に犯罪被害者等給付金支給法が制定され、五十六年の一月に施行されたものであります。犯罪被害者の方々の声を反映して、被害者のためという視点を正面に見据えてつくられた法律という意味では、本当に画期的なものであつた。これは、そういう生い立ちの歴史から見ても、この法律を大切にしていかなければならないと思っております。

○田端委員 そういう流れの中で、実は、平成七年に地下鉄サリン事件という大変大きな事件がございました。先週、当委員会でもこの問題について議論があつたところでありますが、約五千人の方が被害に遭われたという大変な事件でありましたが、しかし、この犯行法が適用された方はたった二人だということも指摘のあつたところであります。ただ、ほとんどの方が労災ということで、三千七百人の方が労災の適用になつていてということでもあります。

そういう流れの中で、実は、当時は障害等級が一級から三級までであつたと思いますが、その後、平成九年に四級まで拡大され、そして十三年の改正ではさらにまた十四級まで改正が行われ、そして十八年には重傷病給付金の支給範囲の緩和ということもあり、これまで三回改正されてきまして、今回、四回目だと思えます。

つまり、被害者の救済がより充実されるように、ずっと流れとしては、今回に至るまでそれぞれの改正において拡充されてきた。今回はまた自賠責並みという形で行われたという意味では、大変大きく前進してきたと私は評価しているところでありまして、大臣の御所見を伺いたいと思えます。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

犯給制度につきまして、制度の発足以来、この制度は、基本的には社会を構成する人たちのいわゆる連帯共助の精神でということでありまして、その都度その都度、どの程度までさらに支援をしていくべきか、あるいは給付をしていくべきか、さまざまなお声が積み重ねられてきたものだというふうに思います。

そうした中で、今委員が御指摘されましたように、平成九年につきましては、一級から三級までのいわゆる障害給付金の対象、これを四級、さらには十三年につきましては、重傷病給付金の創設、あるいは障害等級につきましては十四級までの拡大、遺族給付金及び障害給付金の金額の引き上げというのを行ってきたわけであります。十八年につきましては、犯罪被害者等基本計画を踏まえまして、重傷病給付金の支給範囲の緩和、あるいは親族間の犯罪、これは基本的には不支給でありますけれども、ケースによって支給制限の緩和を図る等々の措置がとられてきたものであります。

いずれにいたしましても、その時々々の情勢に応じまして、この制度につきましては、最初に申し上げましたとおり、どういうふうにするれば支援の実が上げられるかということで努力してきたものだと思います。御指摘のとおり、被害者に対する支援の充実が図られ、また、今回の改正でさらに抜本的にその支援を拡大するという趣旨のものでございます。

○田端委員 今回の改正は、重度後遺障害者に対する障害給付金、それからまた被害者の被扶養家族である遺族に対する遺族給付金、いずれもが高額で自賠責並みに近づいた、また、最低額も当然引き上げられているわけであります。そしてまた、重傷病の療養に対する休業についても、休業損害を考慮した額が加算されている。そういう意味では、今回の改正はまた大変評価される点だ、こう思っています。

しかし、重度後遺障害者に関する家族の介護の精神的あるいは肉体的な非常に重い負担といま

すか、そういったこともまだあるわけでありまして、どちらにしても、犯罪被害者というのは、何の落ち度もないのに、ある日突然、そういう事件に巻き込まれてしまつて、大変な苦勞を背負つた人生になつてしまつてゐるわけでありまして、これは、国家として、国民の命と財産を守る、そういう大きな義務のある中でそういう被害が出てくるわけでありまして、そういう意味では、まだまだやはり充実させるということが大前提にあるのではないかな、こういうふうに思ひます。

今回、第一条の「目的」の中に、「犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与する」、こういう文言が明記されましたが、そういった意味では、さらなる被害者の権利の拡大といひますか、被害者の場合は、更生するために予算措置まで組んでそれなりに対応されている、しかし、被害者に対しては、苦しみを除くということに対して、国としての責任あるいは義務というものをどこまで果たすのか。特に、被害者の人権といひますか権利をどう守るかということが、加害者と比べて今まで意識がやはり弱かつたのではないかと私は思つております。

したがつて、そういった意味では、被害者の権利の拡大ということが大前提にあつてこの法律が成り立つんだ、こう思ひますが、大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○泉岡務大臣 御指摘のように、こうした法律がこの世の中で作用しない社会を目指すべきことはもちろんであります、不幸にして不慮の犯罪に遭つた方、その方々をお守りする、御支援をして日常生活に一日も早く立ち戻つていただくということが、御指摘いただきました第一条の「目的」の中に今回追加され、規定されたというふうに考へております。

したがつて、この法律も、今後、いろいろな事を参考にしながら必要な改正が引き続き行われていくことになる、また、そうして被害者の方々の人権を守り、穏やかな生活に立ち戻つていただくことを目指すべきだ、このように考へております。

○田端委員 ぜび、被害者の方々の人権というものを尊重したさらなる努力をよろしく願ひしたいと思ひます。

そこで、少し具体的なことを伺ひますが、この制度の運用状況がどういふふうになつてゐるのか。ここ数年の間の推移をちよつとお伺ひしたいと思ひますが、例えば、申請してから給付を受けるまでのぐらゐの日程、時間がかつてゐるのか、あるいはまた、そういったことがスムーズにといひますか、迅速にそういう対応がそれぞれなされてゐるのかどうか、大変気になるところであります。その点についてはいかがでしょうか。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

まず最初に、運用状況でございますけれども、年度で御説明申し上げますが、平成十八年度につきましては、被害者数が四百九十一人おられました、こうした被害者の方々に關しまして申請がございまして、それで、四百三十五人の方に對し合計約十二億七千二百萬円の給付金を支給する裁定を行つております。十七年度につきましては、被害者数四百六十五人につきまして、三百九十四人の方に對し約十一億三千三百萬円の裁定、あるいは十六年度につきましては、被害者数四百五十八人につきまして申請がございまして、四百四十八人に対して合計約十二億四千七百萬円の給付金を支給する裁定を行つてきてゐるということでございます。

なお、制度発足、昭和五十六年一月一日以来でございまして、これまで平成十八年度末までの二十六年間について申し上げますと、犯罪被害者の数は、この制度に關しまして、六千五百九十九名の方がおられます。それで、約九千名の方から給付金の申請がございまして、そのうち約五千四百人の被害者の方々に關しまして、約八千二百名の

いわゆる被害者あるいは遺族の方々に総額で百八十二億円の給付金を支給する裁定を行つてきたところでありまして。

次に、御質問の、申請から裁定までに要する期間についてであります、平成十八年度につきましては、平均八・四カ月でございます。そのうち、申請の四割強が六カ月以内に裁定をされております。なお、六年前の平成十二年度では、この六カ月以内に裁定されてゐたものというのが二〇%未満でございましたので、徐々にではあります、裁定までの期間が短縮をされてきてゐるものと考えております。

ただし、給付の迅速化につきましては、基本計画に基づく検討会の最終取りまとめにおきまして、現状よりさらに迅速に本給付あるいは仮給付を行うことができるよう運用改善に努めるべきであるという御提言がございました。私どもいたしましては、各都道府県公安委員会における裁定が適正かつ迅速に行われるよう、さらに必要な指導をやつていきたいというふうに考へております。

○田端委員 事件としては成立してゐるといひますか、犯罪といふことがはつきりしていても被害者がはつきりしなかつた場合等、給付金が仮給付金というふうな形になつてゐるケースがあるといふふう聞いております。例えばそれが三分の一というところで、そして、きちつとしたことが判明した段階でそれが遡及するということになつてゐるんだと思ひますが、三分の一で果たしていいのか、二分の一ぐらゐに引き上げた方がいいのではないか、こういった点も思ひますが、その点はいかがでしょう。

○米村政府参考人 お答えいたします。

御指摘の仮給付制度につきましては、犯罪行為の被害者がなかなか知ることができないとか、あるいは被害者の障害の程度がなかなか確定しないということ等々の理由によりまして、そもその給付金の裁定に必要な事実が認定できない、そういったと、なかなか裁定ができないということでは

ございまして。そういった場合に、一定の範囲内で暫定的に仮給付金を支給するというところであります。もとより、確定した時点でそのところは調整をするということでございます。

仮給付の実績につきましては、ここ数年間は、年度でいいますと大体二十件から四十件ぐらゐで推移をしてゐるということでございます。

いずれにいたしましても、この点については、先ほど申し上げましたとおり、検討会における最終報告等におきましても、やはりこの仮給付も含めて運用改善に努めるべきだということでございます。

三分の一がどうかということでございますけれども、いずれにしても、これはあくまでも本給付がなかなかすぐできないということでございますので、仮給付の後、本給付ができるだけ速やかになされるよう努めてまいりたいというふうに考へております。

○田端委員 被害者の人権の問題という意味で、私は少し引き上げた方がいいのではないかとこのことを申し上げてゐるわけでありまして。

ちよつと私の体験したことでも申し上げますが、私の近所で河原さんという六十七歳の方が、先般、去年十一月の十八日に何らかの事故に遭ひました。事故といひますか、私は犯罪だと思ひます。夕方五時までのいたところはわかつてゐるんですが、夜の十一時前に警察の方にパトカーの出勤依頼の通報があつて、パトカーが行つて、人が倒れていて血を出してゐるというので行つて、そして、その人が見つかつて、警察署に連れてきて対応してゐる間に意識がおかしくなつて、そして、その夜中に緊急入院して手術をしたけれども、脳内出血の大変なことであつた。その後意識がなくなつて、二週間後に亡くなる、こういうことであつた。私の大変よく知つてゐる方でありまして、この家族の方は一氣に本當に地獄の底に落とされたような思ひになつてゐます。

しかし、夕方五時にお姉さんのところへ病院に見舞いに行つていて、その帰り道に何かあつたわ

けですが、そこがはっきりしない。警察署でも今それは一生懸命努力していただいています。目撃者もいなければ証言する人もいない。しかし、倒れていたということだけは事実であって、しかも、脳内出血という外傷のあれもありまして、そういうことで、その夜中から意識が不明になってしまいましたから、しかも、財布はない、お金はない、免許証までとられていて、こういうことでありますから、何らかの犯罪に巻き込まれたことは間違いない。しかし、それが証明できないから、この遺族の方はいまだにすっきりしない気持ちで、何でうちのお父さんが亡くなったのかというのをわからないままにいたっているということ、これは警察の方でもぜひしっかりと調査をしていただきたいと思います。

こういったケースは、やはり年に何回かはあるんだと思うんですね。立証できないからこの対象にならないというのも変な話ですが、しかし、何らかの事件に遭ったことは間違いない。単に転んだぐらいで脳内出血、外傷が起こるわけではないのでありまして、そこが何がよくわからないということ、遺族にとれば、家族にとれば大変な衝撃であります。こういったことにぜひしっかりと対応していただきたい。

そして、今回のこの法律の改正の中でも、第十条のところ、事件を知った、発生を知った日から二年以内あるいは発生した日から七年以内に申請する、こうなっていたのを、やむを得ない理由によって申請することができなかったときは、やんだ日から六カ月以内に限り申請することができるとなると、後にそういうことがなかった場合は申請してもいい、こういうことになっていきます。しかし、恐らく家族の、遺族の方は、この法律のそういうことまではわからないと思うんですね。だから、これはもうぜひ周知徹底をしていくことが大事だと思います。

その周知徹底をさらにということ、こういった事件が迷宮入りしてしまつて、本当にはつきりしないので非常に気の毒なケースということも

まれにはやはりあると思いますが、大臣、この点について、どう御所見をお持ちでしょうか。

○泉岡大臣 委員御指摘の事件は、大変痛ましい事件であると思います。

そういうことも想定してと言うと少し言い過ぎかも知れませんが、やむを得ない理由がある場合には、改正法の施行後は申請期間の特例が適切に運用される、被害者の救済を図れるように対処するという改正をお願いしておるわけでございます。

さらに、そうした改正が被害者の方にはわからないだろうということは、多分御指摘のことの方が多いと思います。ですから、これまでも、民間被害者支援団体の活動を促進する、そういうことで周知を図つてまいりましたし、パンフレットあるいはポスター、インターネット等を使ってそれぞれに御案内をしまつておりま

す。

しかし、それだけでは、また不慮の事件であるだけに、なかなか御本人、御家族にはわからないということが多いのですから、制度の概要を盛り込んだ被害者の手引というものをつくらせていただいて、そしてお渡しをする。少し心が落ちつかれた後にもそういう制度をお目通ししていただいているつもりで、こういう手引書をつくらせていただいております。

また、警察官自身については、警察官の採用試験のとき、そして昇格等の試験のときにこの制度を徹底的に教え込んでおきまして、被害者の立場に立つて事件に対処するように教育をしまつておるところでございます。

今後とも、この改正内容の積極的な周知をしまして、多くの被害者の方々の役に立つよう努めてまいります。

○田端委員 被害者の権利というものをぜひ尊重していただくように今後とも努力をしていただき、また、そういった一つ一つの事件に対して丁寧に、また迅速に対応していただくようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○中野委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 市村でございます。

三十分いただきました、いろいろ議論をさせていただきました。この犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案、これはもちろん我が党は賛成でございますが、やはり、きちつとこれをもつと有効に働くようにするために議論させていただきます。

まず、もちろん、この話はいいわけでありまして、やはり私たちも、いつ犯罪に巻き込まれるか、また自分たちの家族とかが巻き込まれる、これはもうわからないということでありまして、そういうときに備えておくというのは重要だと思います。

ただ、なぜ国が支援をするのかということ。支援をするのは当たり前なんです、その哲学、なぜ国は支援をするのかということにつきまして、やはり少し私は議論をしておいた方がいいというふうな思っています。

例えば、地下鉄サリン事件の被害者の方へのいろいろな救済がありますけれども、なぜ救済をするのかというときに、あれは、ある意味では国家テロ、国家に対するテロだったという観点からしますと、昔のテロというのは、大体、指導者とか、国の指導者、重要な立場にある方をねらつてやるということだったんですけれども、あれは結局、一般国民が巻き込まれたということでありまして、つまり、国が守り切れなかった、国民を守り切れなかった、申しわけないということで、それに対して補償していくのか、それとも、いやいや、御被害に遭われた方はこれはもう大変だろうから御支援申し上げるのか、これは全然違うんですね。

だから、どういうことで国は、警察はこういうことを支援していくのかについて、国家公安委員長から改めて御見解をいただければと思います。

○泉岡大臣 この犯給法の性格と申しますか位

置づけであるかと思いますが、まず第一点には、やはり、不慮の死を遂げられた方、あるいは遺族、または重傷を負われた、そして障害が残った方について、本来は加害者が賠償すべきところでありまして、その資力が無い、あるいは実効的な損害賠償が得られない、そういうケース、それから労災、労働者災害補償制度その他公的給付制度、そうした救済が受けられない場合、何らかの公的救済制度が要る。

さらに、加害者の処遇改善が図られておる一方で被害者への対応が十分でない、こういう反省の中で、先ほど来お話ございました、長い歴史を持つておりますが、被害者のためにお手伝いをしなければならぬ、こういう観点でこの制度はつくられた。いわゆる社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給して犯罪被害者等の被害の軽減を図ることで、国の法制度に対する信頼を確保しよう、そういうことでこの制度はつくられたものと理解をしております。

これまでも、この法律ができて以来、その考え方は一貫して法律の中に流れておると考えております。

○市村委員 今、国家公安委員長のお話の中で、国の法律の制度を守りたいというお話がありました。それはそれで一つの重要な点なのかもしれませんが、やはり、被害に遭つた立場、またはその家族の立場に立つと、法制度どうのこうのはどうでもいいわけでありまして、何でこんな目に遭ったのかという話であります。そのために、治安、安全、安心を守るために警察があるということであれば、これをすべて警察のせいだと言っているわけじゃないんですが、やはり警察が守り切れなかったという観点もこれはあるんだろと思

います。

だから、不幸にもそういう被害に遭われた皆さんに対してどういうふうな立場で考えていくのか、どういうふうな考えるのか、根本的に考えているのかということはやはり大切だと思うんですね。国の制度を守りたいから支援するんだ、ほか

とのバランスがとれないから支援するんだというのはわからぬでもないんですけども、本当にそれでいいのかなというふうには思っていますね。それで、また後からちょっと議論もしますが、やはり根本的な考え方がどこにあるのかというのは、これは非常に重要だと思っています。だから、きょうここでこの話を始めると大変時間がかかってしまいますし、また、できる話でもないと思いますが、そういう考え方が重要だということだけ御指摘させていただきまして、ちょっと具体的な法案の中身の議論に入りたいと思います。

それで、まず今回、先ほど田端委員からもちょうど出ておりましたけれども、やむを得ない理由により申請期間を過ぎた場合に別に特例を設けるということ、これはそれで大変いいことだと思います。

ただ、周知の問題もありますが、当然、被害に遭われた方に対して、また御家族に対して、警察の方は、こういう支援制度がありますよということとは多分おっしゃるんだと思います。しかし、人間というのは、特に、混乱しているときに言われても、警察はちゃんと言いましたよといつても、聞いたかもしれないけれども認識していない、覚えていない、忘れていた、もうそんなことを考える余裕がなかった等々の理由で、客観的に見たら、もうやむを得ない理由はなくならないのに申請をしなかったという可能性もあるかもしれないですね。

ということは、忘れていたという単純なことかもしれないが、忘れていたのを思い出したんだから、忘れていたこともやむを得ない理由だということにしていただいて、思い出してから、認識してから半年以内ということも含めて、このやむを得ない理由というに加えるのはいかがかと思いますが、国家公安委員長の御見解をいただきたいと思っています。

○泉国務大臣 やむを得ない理由ということにつきましては、犯罪行為による死亡などを知った日から二年、または、死亡等が発生した日から七年

という申請期間を維持した上で、なお被害者の責めに帰すことができない、そういう場合をやむを得ない理由として例外的な特例というふうにさせていただきます。これが、それに該当するかどうかということとは個別に判断をしなければならぬことがあると思いますが、申請期間の原則を適用することが非常に酷であるというふうな、先ほど申し上げました、被害者側の責めに帰すことができない、本当にやむを得ない、そういう事案であるかどうかを個々に判断していかなければならないということでございます。

したがって、法制度一般の考え方としては、法令の内容は一般的に知り得る状態、理屈からいいますと知り得る状態にあると考えられております。給付制度の存在を申請者が知らなかった場合については、この申請期間の原則を適用することが酷であると言えるような、そのことが真にやむを得ない理由と言えるかどうかということになります。理由に当たらないのではないかとこのように考えておるのです。

ただ、先ほど委員御指摘のように、犯罪に遭われた方は、その直後あるいはしばらく時間を置いても、なかなか混乱しておられてそういう制度に気づかなかつた、あるいは耳にされても忘れておられるというようなことは当然起こり得るわけでございますので、まず、しおりを差し上げる、そのしおりも場合によってはどこに紛れたかというようなことも起きてきようかと思いますが、そのフォローは、警察官もあるいは民間の支援団体の方々を通じてでも、できるだけお知らせしていくような体制をとらせていただいているところでございいます。

○市村委員 今委員長がおっしゃっていたように、一回、二回聞いても、普通のときでさえなかなか頭に入らないことがあります。一方は、いや、言ったんだからというんですけれども、一方は聞いていないということが多々あるんですね、一般社会において。

あるラジオパーソナリティーの方が、ラジオの世界というのは同じことを七回言わないとリスナーはわかってくれないんだとおっしゃるんです。七回言つて初めて、何となくああそういうことがあるなということが認識されるというふうにおっしゃっていただくことを聞いたことがあります。が、やはり同じことでも、繰り返し繰り返し言つたつて、七回ぐらい言わなきゃだめだという話なんです。ましてや、大変混乱しているときに、これは申請なんですね。本当はもう警察が、申請してくださいじゃなくて、これはどう考えても適用されるケースだから、私は自動的にやってあげた方がいいような気がするんです。しかも、大変悲しんでいるときに、いや、お金が出ますからなんと言ふのも、これもまた大変失礼な話かもしれません。それを申請してくれと言ふのも、いや、そんなお金の問題じゃない、心の問題なんだと思つているとき、お金のことを言われると余計に、もうそんなのは要らない、嫌だという気持ちにもなると思うんですね。

だから、本当は申請じゃなくて自動的に、これは給付されるケースだということ、もう自動的に手続をしてあげるぐらいの話の方が私はあるべき姿ではないかというふうに思いますが、委員長、いかがお考えでしょうか。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

御指摘の点は全くごもっともなという気がいたします。私どもの方は、犯罪の発生から被害者の方と寄り添うような形で、さまざま援助をしていくということが極めて大事だろう、こう思っています。現に、都道府県警察におきまして、一応この制度について早い段階からお知らせをする、あるいはまた早期援助団体等とも連絡をとりながら、そちらの方からもフォローしていただくという形にしております。

なお、申請期限が間近になつても申請がないというケースも多々あるかと思ひます。もとより、被害者の立場になつてみないと本当にどういうお気持ちなのかというのはなかなか難しい点も

あろうかと思いますが、いずれにしても、私どもの方からできるだけ申請を促していくというような支援をきちんとやっていくことが極めて重要なことだろうと思ひます。その点について、各都道府県警察に對しましてもしっかりと指導してまいりたいというふうに考えております。

○市村委員 ぜひとも警察の方が意識してそれを行つていくことが大事だと思います。

ただ、先ほど申し上げたように、これはもう釈に説法というか、わかつていらつしやると思ひますが、みんな混乱して落ち込んでいるときに、お金出まつせなんて言つたら、それはもうかえつて大変な、またもつと心の傷に塩を塗るような話になつてしまいますから、やはり物の言い方、言うタイミングとか、これはもう当然わかつていらつしやると思ひますが、その辺は重々お氣をつけたいだいたいと思つております。

やはり、心の痛手というのはすごく残るんですね。前もこの委員会でも申し上げましたが、阪神・淡路大震災のときに、震災後十年たつて何をおっしゃるかという、あのときに自分の親族が亡くなつた、家族が亡くなつた、そのとき遺体を警察に物扱いされた。現場でこれ、あれと言われてしまつた、これあつち、あれあつちとかですね。あれが一番私は傷に残つていると、震災後十年たつて私は話をお伺ひしたことがあります。

警察の方にとつてみれば、もう御遺体の扱いとかというのはなれていらつしやるかもしれない。だから、これ、あれとか、何番とか番号をつけて言つても、それは内部的にはあるかもしれないが、しかし周りでだれが聞いているかわからないですね。本当に亡くなられた方の御親族がそばにいらつた、おい、これこれあつちとか言われたら、これがもう心の傷になつていゝんですね。

だから、そういうことが大変重要だと私は思つていゝのです。犯罪被害者等というのには、お金を給付するだけの話じゃないと思ひます。心のケアということがよく震災の後から言われていゝます。やはり、その部分を慎重にやつていただきた

い、こういう思いであります。
それから、給付は一時金ということでお伺いをしてありますが、例えばこれを一時金ではなくて分割して、例えば月々幾らずつということにするという御発想はあるでしょうか、ないでしょうか、御見解をいただきたいと思ひます。

○泉岡大臣 この法律改正をお願いします前の経済的支援に関する検討会、三つの検討会がある中の一つにおいても、年金形式がとれないのかという御意見があったところでございます。その際に、この給付制度の目的が、少ない額を分割して給付することではなくて、一定のまとまった額の給付金を一時金で支給することによって被害者の方々の精神的あるいは経済的な打撃の早期の軽減を図る、そのことが立ち直りのお手伝いになるのではないかと、それから、今回の拡充で一つの目安としております自動車損害賠償保険制度が一時金であることとの均衡を失うことになるのではないかと、このような理由がございます。一時金とすることが適当であるという結論をいただいて、今回、法改正をお願いしておりますのでございます。

○市村委員 原則は一時金ということでいいのかもしれませんが、何事も、制度というものを原則どおりに全部適用すると、なかなか現実にはそぐわない、事態にそぐわないということも多々あるうと思ひます。だから、そのときに柔軟に対応していただくという意味で、分割払いというのを検討されることが必要ではないかな、私はこういうふうな見解でございます。

何で分割の方がいいかというと、一度にお金が入ってくると、なかなかそれをうまく使えない、もしくはそのお金を目当てにする人が出てくるというところ、世の中、現実には起こることなんです。多分、これはもう警察の方もよく御存じだと思います。そういう事例をたくさん見ていらっしやると思うんですね。

だから、あなたのところは何かえらいお金が入ったんじゃないかと周りが認識するんじゃない

く、いやいや、あれは本当に年金という生活支援という形だから、毎月毎月いただけることになつていきますというふうな方向も制度的に用意しておくと、周りから、何かあそこは大金が入ったぞとか、世の中世知辛い、そういう部分もあるんですね。

そういうことじゃなくて、いやいや、あれはそんな一度に入つてこないんですということも選択肢として用意していただける、もしくは、そういう被害者の実態、また被害者の御家族の実態に沿つてこういうものを支給していくという考え方もやはり柔軟に入れておくべきじゃないかと思ひますので、原則はわかりませんが、そういう実態に沿つた柔軟な対応もしていただきたい。こういう思いでございますが、国家公安委員長の御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○泉岡大臣 今国会でお願いしております内容につきましては先ほど御説明させていただきましたとおりでございますが、一方、今委員から御指摘ございました年金的な考え方については、実態の推移を見ながら、またそういう事例が各方面から御指摘があるということであれば、今後の対応で考えさせていただきますと思ひます。

○市村委員 額が大変大きくなつてきているというところはいいことなんです、そういうこともまた起こつてくる、一時に大金が入るぞということになつてしまつと、またややこしい話も出てくると思ひますから、ぜひともよろしくお願ひします。それから、今度は、平成十八年度におきまして、申請から裁定までの日数が平均で二百五十四日かかつている、仮給付決定までも二百二十一日ということでありまして、せっかく支援していただく、こういう話であれば、ちよつと時間がかかり過ぎではないかな、私はこういうふうな思ひであります。

先ほども申し上げたんですが、やはり様子を見て、申請してとなると、なかなかこれは、早くしようと思つたら、被害を受けて本当に落ち込んで

うになるしかなくなる。だから、なるべく自動的に、申請主義じゃなくて、警察の方で、これは出ますから、ちよつと大変だと思ひますから、これは給付金でございますというふうなやつた方が本当はいいのかな、私はこう思ふんです。

ただ、いろいろ日数がかかるのはかかるの理由があると思ふんですが、その辺のところをちよつとまた細かく教えていただければと思ひます。

○米村政府参考人 お答えします。

申請から實際裁定までにかかる期間というのは先ほど御説明申し上げたとおりでございます。長いかなという印象を持たれる方もおられるだろう、こう思ひます。

ただ、裁定に当たつては、これは犯罪行為ですから、捜査の進展が早い、あるいは帰責事由、要するに申請者の方に何らかの責めに帰する事由があるのかないのか、あるいは障害につきましては、その状況、いわば裁定に必要な等級の確定とか等々ございまして、期間が事案ごとに異なりまして、全体としては、今申し上げたような期間を生じているということでございます。

なお、申請について、できるだけ被害者の方に促していくということがこれまで非常に重要なテーマだろう、こう思ひます。現に今、犯罪被害者支援班、支援室、あるいは支援要員というのが全国の警察に配置をされているわけございまして、実例等を私も聞いております、やはり何回も何回も被害者の方あるいは遺族の方とお会いをしていろいろ相談を受ける中で、この給付制度についても丁寧に説明をしていくということを間断なくやっていると、そういうケースも多々ありますので、そういった努力を積み重ねていきたい、促進していきたいというふうな考えであります。

○市村委員 結局、今おっしゃつていただいたように、一つに、今回、民間団体の支援のかかりをどんどん促進していく、こういう話だと思ひます。だから、警察が直接ではなくて、そういう心のケアというものについても、専門的知識とい

いますか、そういった立場に立つてちゃんと物を言える、言い方をちゃんとできる人たちの民間団体がいて、そこと警察の協力によって円滑に、気持ち害することなくやつていく、そういうことだというふうな思ひます。

そこで、この民間団体の関与についてなんです、今の設立状況を見ますと、社団法人とか特活法人、また任意団体等もあるわけでありまして、私はこれを見て、小泉政権時代と変わったのは、小泉政権時代だったら、民間というといこる株式会社だったわけですが、今度はちゃんとNPOになつていくということで、あるべき姿になつてきたな、こう思ひます。

ただ、表面上はNPOの形ではあつても、実態が、実は警察関係者がそこに、物すごく悪い言い方をすると果つていようじゃないか、こういう思いでありまして、実態がどうかということ、もう時間がないのできょうはあえてそこまで踏み込みませんが、ぜひとも、民間の力をもつと活用していこうと思ひます。もつと民間団体の活動を促進していこうということを、これは心からそう思つていただきたいというふうな思ひなんです。単にNPOが使えるから使つてやろうじゃないかと、おとといこの委員会でも議論しましたが、まさに今、国は大転換を図ろうとしていると私は思ひます。

かつては、国家公益独占主義、公益は国家が担うものだ、税金を使つて国家が担うものだというテーゼが、十数年前どころか、確かに三年ぐらい前まではそういうことがあつたと思ひます。ところが、この二、三年で大分様子も変わつてきました、民間の公益活動をもつと増進していこう、こういう発想になつてきています。財政面でも、だから、財務省の方でも、おとといも大分議論させていただきました。それで、そのときの担い手はNPOですから、非営利組織ですから、そういうものをどんどんこの国において大切なものと考えて、そこでの協力によってよりよい施策を実行していこう、こういう流れになつていくわけ

です。

その意味でも、今回の民間支援団体というのはNPOだということで、大変いいと思います。ただ、これを活用しようとか、これを使ってやるうじやなくて、こういう団体の自主的活動があることをしっかりと我が国として、また警察としても認識していただいて、法律用語だというふうに聞いておりますが、国家公安委員会には、決して、全国被害者支援ネットワークに対する「助言、指導」ではなく、やはりそうした全国被害者支援ネットワークとの協力によってこういう施策をもっと円滑に実行していこうという話だと思っております。幾ら法律用語だといつても、「助言、指導」というのは、やはりどうしても上から物を見ている考え方になってしまふんです。そうじゃなくて、協力をするんだ、民間の公益活動は大切なんだ、NPOは大切だ、一生懸命自主的活動をしていただいているということ、それに協力しようというのが必要だと思ふ。

それで、今、ありがたいことに、きのう財務省にお聞きしましたら、このうちの六団体が特定公益増進法人の認定を受けているということで、大変これはいい傾向だと思ふんです。私は増大させないかぬと思つていますから。ただ、いまだに六団体なんです。私は、どうもお聞きしたら、都道府県知事が認定すれば特増になれるという制度がせっかくあるのであれば、一刻も早く、今四十六団体、徳島と鳥取がないそうですが、早くこれをつくっていただいて、すぐ特増にしていだきたいという思いがまずある。

と同時に、北海道は二つあるんですけれども、一県に一つというのはやはり競争が起こらないんです。やはり非営利の世界も、競争を起さなければならぬと思います。いいサービスを提供したところに人も金も集まっていって、これは当たり前前のことなんです。やはりそういう状況をつくらないと、一つのところに権限とか人を集中させちゃうと、よんでしまふということになりかねません。だから、そういう部分も考えていた

いて、制度をもっとしっかりと仕組んでいただきたい、こう思ふんですが、国家公安委員長の御見解をいただきたいと思ひます。

○泉岡大臣 この仕事といひましようか、被害者に対する精神的あるいは経済的な思いやりというのは、正直、きめ細かなことが大変重要であると思ふんです。ですから、警察がやるということには残念ながら限界がある。したがって、民間の方々にお手伝いをいただく。それは、先ほど先生から少し御指摘がありましたけれども、警察の手先というふうな感じではなくて、一体的にやらせていただくというのを基本に考えていかなきゃならない。

私も、東京都の新宿の機関を見ていただきました。本当に民間の方が一生懸命やっていたいております。そこをむしろ警察はサポートさせていただくということで基本的には取り組ませていただきたいと思つておるところでございます。

○市村委員 そうですね。ぜひ、今おっしゃっていただいたように手先ではないということでありますので、あくまでもNPOというのは独立した自主的な存在であるということ、これを肝に銘じていく必要があると思ひます。

だから、行政の文書を見るとNPOを活用するとかいふ言葉が出てくるんですが、僕は、これも大変失礼な話であつて、おこがましい話だと思ひます。活用するということはやはり自分が活用してやろうという話ですから、そうじゃなくて、一生懸命やっていらつしやる団体がある、そこと協力させていただきたい、私たちもできる限り側面的支援をさせていただきたい、こういう発想に立たないと、活用してやろうというのはもう言葉遣いからやはり変えていかないかぬというふうに思ひます。

それで、きょうは財務省の方もいらつしやっていますか。ぜひとも全部特増にするぐらいの発想で、一般的なものも今できています、あれは十二月一日からです。もっと変えていく必要はありますが、もう今はこの仕組みがあるのであれば、こ

ういうのをどんどん特増にして、先行して特増をどんどんふやしていく。

今は千弱なのをこれから十萬、二十萬にふやしていくという発想でやるというふうにおととい、私はそういう意気込みだというふうに感じしておりますので、今せつかくこういう制度があるのだからどんどんふやしていくという思いがあります。ちよつと財務省の方の見解もいただきたいと思ひます。

○古谷政府参考人 お答えを申し上げます。

先生から御指摘ございましたように、現在は、民法三十四条法人のうちで、都道府県公安委員会の指定を受けられ、なおかつ都道府県知事が認定をされたものが特増ということでございます。

現在御提案しております税制改正案におきましては、これは第三者委員会が関与をされて公益認定を受けた公益社団、財団はすべて特増にするという方向で御提案をしておるわけでございます。

公益認定法の規定の中には、「犯罪による被害者の支援を目的とする事業」というのが公益目的事業の一つとして挙げられておりますので、これから恐らく認定についてのガイドラインは第三者委員会の方でお決めになると思ひますが、そちらの認定を受けられれば、すべて寄附税制の優遇になつていくものというふうな承知をしてござい

ます。

○市村委員 いわゆる民法三十四条法人だけではなくて、これも五年以内に、十二月一日からいわゆる新しい制度に移行していく。私は、これは一般社団、一般財団でなくて非営利財団、非営利社団にすべきだという意見であります。その中に特活法人も入れていくべきだと思ひます。五年以内に特活法人も一般社団になるかどうかを決断できるような、そういうふうな経過措置を設けてやるべきだと思ひます。

そういう流れから考えますと、特活法人も今、認定特活法人になれるわけですから、こういうのを特増にしていこうというの、民法三十四条法人だけじゃなくて、考えていくのは当然だ、ここは

あの大転換から考えると当然だと思ひます。

しかも、北海道の場合、北海道被害者相談室というのは、任意団体なのに犯罪被害者等早期援助団体になつていますね。これはすばらしいと思ひます。

つまり、法人格は関係ないんです。実は私、ずつとここでも言つていますが。別にNPOは、法人格があるのがなろうがNPOなんです。だから、法人格がないものでも、実態上見たらこれはいいとして認定されているわけです。これはあるべき姿だと僕は思ひますから、ぜひともそれを制度的にももっとよりよいものにしていただいて、いい活動をしているんだからどんどんそれに税制優遇も与えていこう、こういう発想と社会になつてほしいと思ひます。

そのことをまた改めて申し上げて、私の時間が終わりましたので、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○中野委員長 次に、吉良州司君。

○吉良委員 民主党の吉良州司でございます。

犯給法の質問をさせていただきます。

まず最初に、同僚の市村議員からもございましてけれども、やはりこの犯給法にかかわる、法の背景にある哲学についてお伺いしたいというふう

に思つています。

その前に、この改正案について私自身は、犯罪被害者の救済を厚くする、特に、何の罪もない被害者の救済を厚くするという意味において意義深い法改正だというふうには思つております。

特に、けさほど来指摘がございしますように、昨今ほど安全というものの、治安の回復というものが国民に望まれている時代はないんだろう。人を殺してみたかつかつたとか、もうこれまでであれば信じられないような事件が多発する中で、国として、国の一番大事な使命は国民の生命財産、特に生命を守るということなんでしょう。これでもかこれでもかというぐらいメッセージを発していかなければいけない時期なんだ、このように思つており

ます。

そのことをまず申し上げた上で、先ほどの質問と重複しますが、再度、この犯給法、改正というよりも、そもそも昭和五十五年元祖犯給法ができたとき、平成十三年に改正案ができ、それから十六年には基本法、そして翌年に基本計画ができた、その時々、背景はもう結構です、ここにいる委員も政府の方にもう釈明に説法になりますので、その時々政府として考えてきた考え方とそれから哲学について、ちょっと披露していたら、それと違って、おられます。

○泉岡大臣 この法律、犯給法に流れておりません。考え方というのは、先ほど少し御説明をさせていた、だまされたけれども、本来、加害者が損害を賠償すべきところ、だけれども、その能力がない、資力がなくて、実効的な損害賠償が得られない、あるいは労災制度などの公的な給付制度でもカバーできない、さらに、加害者の処遇改善が図られておる一方で被害者に対する救済制度は不十分である、こういうことの実態を踏まえて、社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給し被害者等の被害の軽減を図る、これが一貫してこの法律の基本に流れてきたものだと思っております。ところでございます。

○吉良委員 先日、私どもの同僚の長島昭久議員が岸田国務大臣に対して、地下鉄サリン事件、オウム事件に対する問題を取り上げ、そしてそのときに、やはりこの犯給法の哲学について再考を求める質問をしております。

私も少し勉強させてもらったんですけれども、特にドイツは、明らかに、国が国民の安全を守れなかった、ある意味ではその責任を痛感しての補償制度である。

これは、先ほど市村議員も触れたことでありますけれども、今、泉大臣が答弁された連帯共助の精神、本来ならば加害者が損害賠償すべきである、ただ、加害者にその責任能力がない場合を考慮しての連帯共助の精神に基づいてできたもの、だ、こういうことなんですけれども、私は、先ほ

ども申し上げましたけれども、昨今の犯罪というのは極めて広範多岐にわたっている、同じ一つの哲学でとらえ切れない犯罪領域になってきているのではないかと。

先ほど言いました同僚の長島議員が指摘したのは、前回のオウム・サリン事件というのは、ある意味では国家に対する明確な意図を持った挑戦である、そして、その犠牲者はまさに国家の盾となつて犠牲になられた方である、ある意味では民間人として殉職された方だということに私自身はとらえることができると思つておるんです。そういう意味で、今大臣がおっしゃった、本来加害者が賠償責任を持つということ以上に、国家に対する挑戦、その犠牲になつた方に対しての考え方、哲学というのは別のものがあつていいと思つておるんです。

それに加えて、土浦の事件、それから岡山の事件もそうなんですけれども、個人的なさいかきもとの犯罪ではなくて、さつき言つた、まさに不特定多数また無差別、ある意味ではオウム・サリン事件と変わらないような不特定多数、無差別の事案であるというふうに通じています。そういう事案に対しては、少し考え方、哲学を変えていかなければいけない、その新しい哲学に基づいた補償制度があつてしかるべきだということに思つておるんですが、泉大臣、所見はいかがでしょう。

○泉岡大臣 委員からドイツの例を出されました。米国の九・一一のテロによる被害者やイギリスのロンドン同時爆弾テロ被害者に対して、通常の犯罪被害者とは違う枠組みによって救済がなされたというところは承知をいたしております。恐らく、それぞれの国の事情によつて異なる対応をされたのだからというふうに通じておるわけであり

ます。先生おっしゃるように、サリン事件、非常に広範な関係者が出たというふうなものに対して、それでは、今回お願いしております犯給法の先ほど御説明申し上げました考え方です全部一くくりにできるのかという御指摘については、確かに考えな

きやならない点が残つておるかもしれません。ただ、例えばテロだといったときに、テロとは何かというふうな点、あるいは一般の犯罪被害者などよりも手厚く経済的支援をしなければならぬというふうな理論的な根拠、そうした事柄が議論になつて、三つの検討会でも議論をなされて今回の法改正をお願いするという道筋があつたわけでございます。

検討会では、今申し上げましたことから、一般の犯罪被害者等とは別の特別の救済策をとることであらうかという点に決めておくことは困難であるという検討会の結論をいただいて、法律改正を今回お願いしております。

また一方、最終の取りまとめでは、国家または社会に対するテロ行為により無差別大量の死傷者が生じた場合には、国は、迅速に、当該テロ事件に対する国の対処方針を決定し、その中で、被害者等に対する早期支援の実施をうたつておるわけであり、被害者等の経済的救済を図る措置を明確に示すべきである、こういうふうに通じておるわけでございます。これは大変幅広い範囲の問題を含んでおりますので、警察単独というよりも、今後、政府全体として検討しなければならぬ課題であるというふうに通じておるわけであります。

○吉良委員 私は、冒頭申し上げましたように、この法律の改正案そのものについては、今まで薄かったのをさらに厚くするという意味で、反対するものではないと思つておるんですが、そこは了としておるものであります。今、泉大臣まさにお答えいただいたように、今後、政府の中できちつと、ある意味ではそういう場合分けをする中で、背景にある哲学を変えて、それに対する支援のあり方を変えていくことをもつと前向き、積極的に検討いただきたいという意味で申し上げておるんです。

といいますのは、経済的支援に関する検討会の中の委員であります白井弁護士がいろいろな論点を提言されており、それも読ませていただきました

た。その中、まさに論点一の中で、犯罪被害者等は国から補償を受ける権利を有するか、こういうことに對して、当然権利を有するというふうに通じておるわけですが、その理由というのは、まさに犯罪被害者等基本法三條一項では、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」とつたわけで、この権利は個人の尊厳を保障する憲法第十三條に基づくものであり、最大限尊重されなければならない、犯罪被害に遭つた方が救済されるのは、この個人の尊厳を取り戻すための実質的に唯一の手段であるから、こういう理由、論点でもつて国から補償を受ける権利を有する、こういうふうに通じておるんです。

これはすべての犯罪被害者に適用される考え方ではございますけれども、先ほど言いましたドイツあたり、国家に対して、また社会に対しては、被害者をむき出しにして向かつてきた犯罪者、その盾となつて亡くなつた、または障害を受けた方に対して、やはりある意味で厚くする意思があることを国が表明するということは、先ほど言つた、国が法秩序、社会秩序を維持して、国民の生命を守ることを最も重視しているんだということを国民にやはり発する必要があるんだというところ、先ほど来言つています、本来は加害者が救済するものじゃないですか、国の知つたことじゃないです、だけれども加害者はそんな資力がありません、だから、では国がかわつて何らかの手を差し伸べてあげますよというふうなものではないんじゃないかと。やはり、国に税金を納め、警察官が存在するということ、その安全を守つてもらうということを期待してのことなわけですね。

ただ、こんなことを言つていかかわかりませんけれども、これだけの人口がいる中で犯罪を全くゼロにする、それはしなければならぬと思つておるけれども、やはり現実問題として起きます。それをすべて、では責任、警察が悪かつたということになるかといへば、それはまた行き過ぎだというふうにも思つておるんです。

ただ、結果責任として、それを防ぎ得なかったことに対しての国としての補償を被害者にしていくという哲学は必要なんじゃないかというふうに思いますが、再度、泉大臣の御見解を。

○泉国務大臣 大変難しい投げかけであると思えます。

先生の御意見、私も理解できないわけではございません。国が守り切れなかった、国民の命を守り切れなかった、そのことによって国が償いをするという考え方は、確かに一つの考え方だと思います。これは今後の検討課題にさせていただきたいと思えますし、先ほど申し上げましたように、当然、警察だけで考えるべきものでもないと思えます。幅広い関係者の協力を得た中で、今後の検討課題として心にとどめさせていただきたいと思えます。

○吉良委員 今後の検討課題とはいいいながら、検討いただけるということで、ありがたい答弁だと思っております。

この問題をちよつと別の観点から切ってみたいと思うんですが、殉職警察官の扱いについてであります。

愛知県の長久手町で、S A T隊員であつた林一歩警部が殉職をされました。また、ドラマにもなりました、先ほどもありましたが、板橋区の東武東上線の踏切で女性を救助してみずから犠牲になられた宮本邦彦警部、こういう殉職警察官があられるわけなんです、特に、S A T隊員の林警部等、古くは浅間山荘事件で犠牲になられた、殉職をされた警察官に対して、警察として相応の厚い救済といえますか処遇をされているんだと思えますけれども、勇敢に犯人に向かつていって殉職をされた警察官、それから不意をつかれて殉職された警察官、恐らくは内部で扱いが違ふだろうというふうに思っています。

そのことについて、そういう警察の内部で、殉職された警察官のその時々状況に応じて対応が違ふのかどうか、その辺についてちよつとお聞かせいただきたいと思えます。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

ただいま挙げられました長久手の事件での殉職をしたS A T隊員でありますけれども、S A T隊員としてというよりも、およそ警察官として、警察官になりたいという形で入ってきた青年でありまして、最も望ましい警察官の一人ではないかなというふうに私は実感としております。そういう警察官を亡くしたということは断腸の思いでございます。

殉職事案というのはいろいろなケースがあるわけでございますが、要は、極めて高度な危険にさらされながら、なおかつみずからの生命を顧みず向かつて対応した者が殉職をしたというケースにつきましては、いわゆる特殊公務災害という形で、それとはまた違った形のものよりは格段に厚い手当てをしているところでございます。

○吉良委員 ありがとうございます。

アメリカは、私もいましたけれども、七月四日の独立記念日、これは各町々で独立記念日のパレードが行われます、御存じの方も多いと思えますけれども、そこで行進してくる順番というのは、消防士、警察官、それからその後市長とか出てくるわけですが、命を賭して社会のために闘っている人々を最も尊敬するというか、たたえるという土壌があるわけですね。だからこそ、今言つた警察官であり消防士がまず先頭を歩いて、市長よりも先に歩く、こういう文化があるわけなんです。先ほど出ましたけれども、アメリカの愛国法とかにつきましても、やはりそういうことが背景にあつて法ができていて、短期にできて厚い救済内容になつていくというふうに思っております。

私は、それこそ浅間山荘事件のときも含めて、やはり相手が銃を明らかに持つて、しかも悪意を持って、国家に対して、社会に対して刃向かう意思を持つていくことがわかりながら、それに向かつていく、また、ましてやそれで命を落とされる、そして障害を受けられるという方々に対して、それがある意味でたたえ、そして国民みんな

でその残された家族等を守つていくというのは当然のことなんだというふうに思っているんです。

逆に言えば、国立市の富士見台であつた、それこそストーカーまがいのことをして、市民を守るべき銃で相手の女性を殺害し、みずからも自殺する、こういうふうなことはあつてもいけないし、また、そういうことが起こつたときの罰については、これは甘いことがあつてはいけません。

だから、ある意味で、警察の内部でも賞罰について、さつき言いましたS A T隊員のような方々についてはみんな称揚し、警察の信頼を失墜させるような人に対してはもっともつと、またその監督責任も含めて厳しくあるべきだというふうに思っているんです。私自身は、きょうは時間が限られておりますので多くは申しませんけれども、今言つた、めり張りをつけた、殉職警察官を含めた警察内部の賞罰についても、また議論させていただきたいと思っております。

先ほど政府委員の答弁にもあつたように、まさに警察官としてこうあつてほしいという警察官の本当に涙ぐましい殉職であつたということでありますが、やはりその扱いが違ふ。でも、私は扱いが違つて当然だと思つてはいるんです。そういう意味で、それを今度、国全体に当てはめたときに、犯罪の種類によつて、犠牲者のあり方によつて対応をたがえてもいい、もっと厚くする部分、もつと国としての責任を前面に出す部分があつてもいい、このように思つてはいるところであります。

同じ答弁になるのでありましようけれども、再度、今の殉職警察官の話等も踏まえて、ちよつと大臣の御見解を承りたいと思えます。

○泉国務大臣 殉職警察官に対する温かいお言葉をいただきました、ありがとうございます。

列車の踏切で身を投げて命を落とされた宮本警察官、そうした本心に国民の心を揺さぶるような警察官、まさに警察官の使命をわきまえた立派な行いをした警察官に対して、私どもは、お話しのように称揚していかなきやならないと思つており

ます。また一方、市民を守るために与えられた銃を使つて許されない行為をした警察官に対しては、厳しい処罰をしていく、これは当然だということに思っております。

私自身、その信賞必罰を明確にしていくことは警察官に対する国民の信頼感を取り戻す、あるいは一層高いものにしていくという思いを持つておりましたので、今先生の御指摘のことについては一層留意してまいりたいと思えます。

そういう事柄の中で、先ほど来先生の、国家の責任というものをどう位置づけるかという大変高い問題を指摘されております。

私自身は、まず、犯罪を起こさないように、また犯罪を起こした者は当然のこととして処罰を受けるという前提があつて、そのことが心ない者の心のブレーキになるような、そういうものでなければならぬ。その上で、なおもし、先ほど来委員から御指摘をいただいておりますような体制をとることがやはりこれからの社会において必要だと、お話がございましたけれども、ドイツでもアメリカでもイギリスでもそうした対応が社会の仕組みの中でとられておるといふ事実を参考にしながら、検討ではおしかりを受けるかと思えますが、これから一つの大きなテーマとして考えてまいりたいと思えます。

○吉良委員 私は、きょうはこの問題だけを取り上げようと思つておりましたので、しつこいぐらいであります、冒頭言いましたように、本当に今こそ国が、警察が、安全をもう一回取り戻して、国民の生命財産、特に生命を守ることが一番大事なんだというメッセージを届けることが大事だということに思つてはいるんです。

この給付制度、言いましたように、ベースはとにかく賛成であります、労災との公平性だとか、それから自賠責との公平性だとかそういうことで算出したとか、そういうレベルの話ではないということも申し上げたいんです。要は、不公平感があつたとしても、今こそ、国として皆さんを守りますよというメッセージを、また、何か

あつたときには国として責任を持ちますよというメッセージを発するに必要な時期はないのではな
いかというふうに思っているということを申し上げ
たいと思います。

最後になりますが、先ほど、殉職警官のところ
で一点、逆のことを、国立の事件のことを申し上
げました。参考までで質問ということにはならな
いんですけれども、一つ申し上げたいことがあつ
て、それは九・一一のテロのときの話であります。
私は、二〇〇一年八月二十七日、二十八日に
ニューヨークにおりまして、そのとき貿易セン
タービルはありましたが、その後、ブラジルに飛
びました。帰りの航空券は、二〇〇一年九月十三
日にニューヨークに戻るという予定の切符だつた
んですけれども、あの事件が起きましたので、
飛行機も飛ばず、しばらくブラジルに滞在しまし
た。その際、時差がほとんどないですから、リア
ルタイムで朝、テロの映像を見ておつたんです
が、そのとき、ブラジルのインターネットで流れ
た、犯人がだれたというテロップといいますが、
それはだれが犯人だというふうに第一報として流
れたか、御存じですか。まあ、想像つかないと思
うんですが、実は日本赤軍でありました。ジャバ
ニーズ・レッド・アーミーというのが流れまし
た。

私は、本当に顔面蒼白といいますが、これで日
本は滅びたと思ひました。もうアメリカで日本人
がビジネスすることもできぬだろうと。アメリカ
にある意味で敵に回してこの先日本は生きていけ
るんだらうかと、本当に血が引く思いをしたこと
を覚えております。

先ほど、一方では犯人に対して勇敢に立ち向
かつていく人たちの国、社会全体でたえたと同
時に、一人でもあのような警察官が出れば信頼を
失墜する、まさにジャバニーズ・レッド・アー
ミーであります。そういう意味でも、警察におい
てだれ一人そういうことを出すことのない体制を
築いていただきますことをお願いしまして、
ちよつと法案審議とは離れるんですけれどもお願

いをしまして、私の質問を終わります。
ありがとうございます。

○中野委員長 次に、馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。

きょうは、この犯給法、いわゆる犯罪の被害に
遭われた方々に対する給付金の支給等の法律の一
部改正案ということで、審議の質疑に立たせてい
たきます。私は、三十分という時間の中で二
点、問題意識を持つてお尋ねをしていきたいとい
うふうに思っております。

まず最初に、大枠のところで確認をさせてい
ただきたいんですが、今回、犯給法の一部改正と
いうことでございますが、当然、この犯給法の上
位概念となる基本法というのもございます。
そこで、まずは、犯罪による被害の第一義的責
任というものはだれが負うものかということにつ
いて、端的にお答えをいただけますでしょうか。

○泉岡大臣 第一義的責任を負うのは加害者で
ある。このことは、犯罪被害者等基本法前文にお
いても「犯罪等による被害について第一義的責任
を負うのは、加害者である。」とされているところ
でございます。

○馬淵委員 この基本法、ここには前文で、とに
かく犯罪等による被害については第一義的責任を
負うのは加害者である、加害者が責任を負うのだ
ということだと。しかしながら、加害者が被害者
に対して損害賠償等の責任を負うことが、もちろ
んこれは責任を負うわけでありますが、対応が十
分にできなかった場合に、これに対しては国は何
らかの対応をとるべきであるということから、犯
給法、この法律の定めがある、こう理解をしてお
るわけでありまして。

加害者が第一義的な責任を負うという前提のも
と、国の責務というのはどういうところにあるか
ということ、これも端的に御説明をいただけます
でしょうか。

○米村政府参考人 お答えをいたします。
国の責務ということでございますが、この犯給
法の制度を申し上げたい、こう思いますけれども

も、基本的に、その性格の中に国の責務というの
が示されているのではないかとこのように思いま
す。

結局、今もおっしゃいましたとおり、不慮の死
を遂げた方、あるいはその遺族の方、あるいは重
傷病、障害が残った方等々につきまして、要する
に、加害者に資力がないというようにときに実効
的な損害賠償が得られない、あるいは公的給付制
度があるにもかかわらず、それがこのケースにつ
いては適用されないというようなケース、それか
ら、一方においては加害者の処遇改善が図られて
いる、しかしながら犯罪被害者等に何らの救済制
度がないといったような点から、この犯給の制度
というものが成り立っているということござい
ます。

そういう意味では、性格といたしましては、社
会福祉政策上あるいは刑事政策上の観点等々から
国が一定の責務を負っているのではないかとこの
ふうに考えております。

○馬淵委員 今、官房長からお答えをいただきま
した。

基本法の方にも国の責務というのは明確に示さ
れております。基本法では、国の責務としては、
基本理念にのっとり、犯罪被害者のための施策を
総合的に策定し、実施する責務を有すると。すな
わち、一義的に加害者に責任を負わされ、そして
国は、基本理念、これは被害者を救済するという
ところではありますが、平穏な生活を取り戻してい
ただく、本来ならば侵されることのない安寧な生
活を失ってしまったことに対する、相互扶助の精
神に基づき、国が被害者のための施策を総合的に
策定する、実施する責務を有するということか
ら、今官房長が御説明いただいた、本法案に示さ
れた制度が、このような形で今日までつくられて
きた、こういうことだと理解してよろしいかと思
います。

さて、このように、一義的に加害者が責任を負
い、かつ国が責務を持つて被害者の救済を行うと
いうことでございますが、被害者給付金の申請と

いうのは、毎年毎年、数百件申請をされているわ
けでございます。そこで、端的な数字のことでお
尋ねをしますが、平成十八年度までにこの給付金
の申請の累計というのは何件になりますでしょう
か。官房長。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

制度が発足いたしましたのは昭和五十六年一月
一日ということでございますから、それ以来、平
成十八年度末までの二十六年間につきまして、犯
罪被害者の方、六千五百九十九人の方につきまし
て給付金の申請がございました。その結果、約五千四
百人の犯罪被害者にしまして、総額で百八十二
億円の給付金を支給する旨の裁定がこれまでなさ
れてきたところであります。

○馬淵委員 細かく御説明をいただきました。

六千五百九十九の申請に対して裁定は五千六百九十
八、裁定というのは申請を受けてそれを判断する
という業務ですね、そして支給に関しては、五千
三百八十三件ということで、支給総額約百八十二
億でございますが、総額がこれだけになったとい
うことであります。百八十二億、今回の改正の中
では金額のこともございますが、このような形で
被害者の方々に何らかの救済措置がなされてきた
ということは、私は大変大事なことであり、この
に理解をしております。

さて、犯給法の八条の二項、ここを見ますと、
「国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、
その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金
の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得
する。」とつたてております。いわゆる損害賠償等
の関係に係る求償についてでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、今、六千五百九
十九の申請があつて、支給総額は百八十二億余で
あつたということでございますが、これらに対し
て求償実績というのは、件数と金額で、これも官
房長で結構ですので、端的にお答えいただけます
でしょうか。

○米村政府参考人 お答えをいたします。
過去に求償権を行使した例といたしましては、

松本サリン事件、地下鉄サリン事件等四事件の被害者や遺族の方約二十二名に對しまして、総額約六千六百万円の給付金を支給した、このことに關しまして、オウム真理教の破産管財人に対して債権の届け出をいたしました。

もう一つ、昭和六十三年発生の殺人事件に關しましては、これはもちろん給付金を支給してありますが、このケースにつきましては、給付金として支給された額に相当する額二百二十万円を求償し、加害者側から受領したという例がございます。

〔委員長退席、岡下委員長代理着席〕

○馬淵委員 今、御説明をいただきました。いわゆるオウム真理教事件にかかわるものについては四件二十二名ということでございましたが、このオウム真理教、いわゆる国家テロですね、これ以外のものに対しては一件であるというお話でございました。二百二十万円の求償を行った例が一件ある。すなわち、二十数年にわたるこの制度の中で、百八十二億余の被害者の方への支給が行われていたが、この支給に対して加害者に対する求償というのは一件のみ、そしてその金額は二百二十万円ということでございます。

私は、まずお尋ねしたいんですが、オウム真理教に關する事件以外では一件ということでありますが、なぜそんなに少ないんだろうかと端的に思うわけでありまして。一件しかない、たった一件で二百二十万円のみということ、なぜこんなに少ないのかということについて、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

○米村政府参考人 端的に申し上げまして、加害者に対して求償しても、多くの場合、もはや支払うことができるような資力がほとんどないというケースがございます。あるいはまた、犯罪被害であることが明らかで、給付金が支給される場合でありましても、加害者が不明であるというケースもございまして、したがって債務者を特定することができない等々がございまして、結果といたしましては、ただいま御説明申し上げたような求償の実績になっているということでございます。

○馬淵委員 今、端的にお答えいただきましたが、求償を行わない場合、すなわち、一義的に加害者には責任があるとして行われるわけですね。そして国がそれに対して、加害者に責任があるけれども、相互扶助の精神にのっとり給付金を支給するというところでありますが、これは当然ながら一義的に加害者に責任があるわけですね。また、この給付金に關しては、一般会計、これは税金から拠出されているわけですので、これについては求償する、損害賠償請求権を取得して求償するという

ことでありますが、これはたまたま一件。その理由というのが、幾つかの類型がございました。今、官房長からは非常に端的にお答えいただきましたが、手元にいただきました警察庁からの文書では、求償を行うことができない場合、当たり前のことなんですが、加害者が死亡して、そして財産を相続した者がいない、あるいは、検挙されておらず相手が不特定だということ。また、心神喪失等のため民事上の責務を負えないという場合、この場合はできません、これもよくわかり

ます。また、もう一つでございますね、直ちには求償を行うことができない場合、ここで三類型ございまして、加害者に資力がないと判断される場合、そしてもう一つは、加害者の所在が不明である場合、これは執行猶予等で出所された方がどこにいらつしやるかわからないという状況、そしてもう一つが、国が取得した損害賠償債権の額が確定していない、それがゆえに求償できない。

私は、最初に申し上げた、死亡だとか、あるいは検挙されていなくて特定できないとか、あるいは心神喪失、これについてはいたし方ないと思います。しかしながら、直ちには求償を行うことができないとしながら、直ちには資力がなく、あるいは所在が不明、あるいはその請求額が確定していないということについて、若干の疑問がございまして、お尋ねをしたいんです。

まず、損害賠償額が確定しないというのは、どこをもつて言うのでしょうか。これも端的に

お答えいただけますか。

○米村政府参考人 民事上の損害賠償請求訴訟における賠償額の算定というのは、基本的には裁判官の自由心証によつて行われるものでございまして、けれども、例えば犯罪被害者に過失相殺をすべき帰責事由というのが認められるかどうか、あるいは過失相殺をすべき事情が認められる場合の過失相殺の割合、あるいは損害賠償請求権の一部をなす慰謝料の額等について、犯罪の形態あるいは被害者の行為態様、加害者や被害者の個別事情等のさまざまな事情を考慮した上で判断されるという

ことで、なかなか確定したいというケースがあらうかと思ひます。

○馬淵委員 つまり、裁判の結果によつて確定するということだと理解をいたします。

もう一つお聞きしますよ。加害者に資力がいないというのはどのように判断されますか。

○米村政府参考人 加害者に対する求償ができるかどうか……(馬淵委員「資力がいない場合」と呼ぶ)資力がいない場合、これにつきましては、基本的には各都道府県公安委員会による給付金の裁定の段階で、捜査資料あるいは給付金の申請書類の確認、それから加害者あるいは申請者からの聴取等によつて把握をなされるというものだろうと思ひます。

○馬淵委員 今、各都道府県の県警による調べ、公安委員会というお話でございましたが、お手元に犯罪被害者等給付金の求償手続というのを、これは警察庁からいただいた資料でございしますが、フローチャートをお渡ししております。

ここで、今、求償を直ちに行うことができない場合、加害者に資力がないと判断される場合あるいはその損害額が確定しない場合ということについて、この一枚目のフローチャートの中で、二のところ、そして六のところにかかわるかと思うんですが、これを見ていただきますと、まずは被害者なり遺族の方々が申請をされる、申請をされて、この二でございしますね、都道府県の公安委員会で損害賠償の状況を聞き取り、捜査情報による

加害者の資力の把握でございます。これは、具体的には県警の被害者担当課の方々が捜査の過程の中で行われるということをお聞きしました。そして、もちろん裁定が決定すれば支給決定通知が遺族になされて、給付金がやりとりされる。

一方で、損害賠償請求権の部分取得ということ、左の四角囲みに国というのがありますが、これは警察庁、警察庁がこの請求権の部分取得を行つて、損害賠償請求権を持つて加害者に求償する。この求償というのは、債務者の特定やあるいは債務額の確認等を対策室の方で行う、このように説明を受けております。

そこで、私は問題意識として、加害者に資力がいないと判断されるというのは県警の捜査等々ということでございます。果たしてこれが本当に十分になされているのかということ、これが一点。

もう一つは、裁判の結果によつて債権額が確定しなければ求償しないんだ、いや、できないんだというお話でございましたが、そもそも、国が一義的に加害者に責任があるとしていて、その上で、この責任を持つて加害者に対して、いや、裁判の結果を待つしかないんだというのはいかがなものでしょうか。あるいは、資力の調査においては捜査権がないというような話でありました。しかし、これは最初の段階で犯人を確保していく、逮捕していくという警察が、捜査状況でその資力については非常によく理解をしていると思われるわけでありまして、果たしてこの二十六年の間にたった一件しかなかったということが、本当に実際そうなんだろうか、これは素朴な疑問として起きるわけでありまして。

そこで、大臣にお尋ねをしたいんですが、まず、このように資力がないと判断されることについて、これは県警の担当課ということでありまして、これについて、本当にしっかりと資力があるかなんかの判断というのを、警察庁としてこれを徹底して指示するといったお考えというのはお持ちいただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○泉國務大臣 資力の有無についてしっかりと実態

を調べて求償権の行使を有効ならしめるということとは、当然、警察官に与えられた職務であるというふうに考えております。

したがって、債権額が確定し、加害者に資力が認められるような場合には、当然のこととして求償権の適切な行使をするというのが職務でございします。加害者の資力の状況については担当する警察官が状況を的確に把握するというものを、これまでもそういう対応をまいりましたけれども、これから一層、先ほど来御指摘がありまします、一件しかないという、その数値からして少し足りなかったのではないかとお気持ちを委員はお持ちであるのかもしれませんが、一層適切に指導してまいりたいと思います。

○馬淵委員 警察の組織としての責務は、当然ながら、犯罪者を確保する、これは一義的にお願いしたいと思っています。それがゆえに、我々国民が安心して犯罪防止を警察の方々にゆだねている、今、我々の信頼をしっかりと受けとめていただく組織として頑張っていたら、そう思っております。

一方で、犯人逮捕、犯人確保、そして被害者の給付金の支給というところに踏み込んでいただく中で、やはり私は、これがどうしても後回しになつていのではないかなという気がしてならないんです。加害者に一義的責任があつて、国が一時的に立てかえとしてのお金を支払うんだというこの位置づけであるならば、これは当然ながら加害者に求償を求めていかなければならない。

求償というと、損害賠償請求権が確定して、その賠償請求権の取得並びに代位行使という民法の規定になりますから、むしろ、求償というよりもこれは回収と申し上げた方がいいのかもしれない。その回収がたった一件、二百二十万円しかないではないかというの、これはやはり、警察庁の中でもこのことに対する意識が十分ではなかったのではないかと気が私はいたします。なぜこのようなことを申し上げるかという、実は、例えばこれはドイツの場合でございす

が、たびたびドイツのお話が出て恐縮ですが、ドイツにしましては、これも全国犯罪被害者の会のヨーロッパ調査団の調査報告書にございします。例えば、求償権の回収率、これは治療費についてだけありますが、五〇%という数字を報告書では挙げておられます。治療費についても、加害者からの求償五〇%。今いただいている百八十二億何がしについて、ではこれは治療費、遺族が何名の死亡補償だとか、そんな細かい数字を私は問うていくわけではありませんが、例えば治療費については五〇%の回収がなされているという実績。

あるいは、同じくこのヨーロッパ調査報告書の中にもありますが、ノルウェーやスウェーデン、これらの国にしましては債務回収が行われており、加害者からの回収率はかなり高いと言われている、こうした報告が上がっているんですね。

私は、この二十六年の間の六千何がしの支給申請に対して百八十二億も支払ってきた中で、たった一件しかないというのは、やはり警察の中で、犯人確保並びに被害者救済の支給、そこで実は意識としてとまつてしまっているんじゃないか、こういう危惧を抱いているわけですよ。本来ならば加害者に一義的責任があり、国がその代位弁済をしたという位置づけであるならば、これは、請求額が確定して行使をするんだという発想よりも、より積極的に回収を図るべきではないんでしょうか。

大臣、私、今のお話なんかでは、前向きに現場も頑張っているんだという、それはわかりますよ、大臣のお立場でいえばそういう答弁になるでしょう。しかし、これはより一層この問題というのに取り組むということ、その御決意は当委員会ですべていただくことはできないでしょうか。大臣、いかがですか。

○泉国務大臣 求償の件数なり額を上げていくということにつきましては、本当に重要な御指摘だと思ひます。

大変申し上げにくいことではございますが、これにかかわる実態等も踏まえまして、体制をどう整えていくか、そういうことも踏まえまして、御指摘の件について取り組ませていただきたいと思ひます。

○馬淵委員 お手元の資料の二枚目に、対策室の組織図をつけさせていただきました。

皆さん頑張っておられますよ、大臣。深夜までもおつき合いいただいて、本当に恐縮でした。警察庁の給与厚生課の犯罪被害者対策室の皆さん方、ここにありますように、課長、対策室長、課長補佐、給付第一係から第四係、対策第一係から第五係、これはそれぞれ各一名、だそうなんです。これを見ていただくようになりますように、求償事務担当というのが四名ですね。

今、厳しい行革の流れの中で、組織を大きくせいか人をふやせという話じゃありませんが、もし大臣が本当に今の仕組みを変えていくんだという意思をお持ちいただいているのならば、この一点について、これは人数をふやせというだけではありません、体制強化と、そして各都道府県の公安委員会への、公金から、税金から支払われているものに対しては、一義的に加害者に責任があるんだから、逮捕、確保と同時に、財産の確認というの、これは真つ先に行えという通達なり出していただくことはできませんか。組織体制に対しては今大臣も前向きに御答弁いただきましたが、いかがでしょうか、大臣。

○泉国務大臣 この点につきましては、先ほど申し上げましたように、陣容を整えるということが一つ大切なことだと思つております。十八年度に組織の定員の増員をお願いして、実現をさせていただきました。大変厳しい状況の中でございしますので、今御指摘をいただきましたことを踏まえまして、関係省庁と協議をさせていただきたいと思ひます。

(岡下委員長代理退席、委員長着席)
○馬淵委員 大臣、非常にやわらかい言葉をいただいておりますが、何度も何度も申し上げます

が、累計で六千五十九件の申請があつて、裁定は五千六百九十八、支給裁定五千三百八十三件、それに対して支給された総額は百八十二億六百万。これは本来ならば加害者が責任を持つものであり、加害者に求めるものである。しかし、オウム事件のような特殊なものを除いては、たつた一件の二百二十万。やはりこれは、警察組織として求償行為に対してはおおざなりにしていたとのそりを私は免れないのではないかと。頑張つていらっしゃるからこそ、しっかりとそこについては取り組みをしていただきたいというふうに思ひます。さて、時間がもう余りなくなつてしまひました。残りもう一つをお聞きしたかつたんですが、一点だけ、時間内でお聞きをしたいと思ひます。支援連携でございす。

今回の改正法案の中では、支援連携について、いわゆる途切れない被害者の救済ということをして今回の法案の中にも盛り込んでいただいております。被害者が最初に一次接触をするのは警察である。そして警察は、これは前回の一般質疑でも大臣にお示しいただきましたね、被害者の手引等を渡して、被害者の方々にしっかりとこのいった制度があることを周知徹底しているんだと。しかしながら、窓口がどうしてもばらばらになるといふことから、これら各省庁にわたる、住居の問題あるいは教育の問題あるいは福祉の問題等々で、警察だけではとても手に負えないんだというところで、いわゆるワンストップサービスの窓口をどこにするのかということ、検討会の中で議論が再三行われてきたというふうに理解をしております。

そこで、この検討会の議論の中では、ワンストップサービスの窓口というのはどこが負うのは非常に難しいんだというところから、結果的には、ネットワーク、民間支援団体や警察庁や法テラス、弁護士会、あるいは地方公共団体、学校、さまざま、もちろん警察庁も入ります、医療機関や福祉関係も入ります。これらをシームレスにつないで、被害者の方々が一々あちこち窓口

で同じ説明を繰り返さないでいいようにということで、連携体制をとるためのハンドブックやモデル案の作成などを行うんだということで今回法案が提出されているというふうに理解をしております。

私がお聞きしたいのは、まずその中で、そうはいっても一次情報は警察がご持ちになるわけですね。被害者の方々はまず、すぐる思いで警察官の方々にお話をされる。それを警察がすべて、一次情報を受けたからといって横断的にできないんだ、これもよく理解をしますが、では、どこがあまりすかとお尋ねしたところ、これは各地方公共団体のいわゆる知事部局において窓口を設けているというお話でございました。知事部局での窓口の対応ということですが、これについて、今現在、四十七都道府県のうち約半数ほどだというお話でありました。

知事部局が対応の窓口になるというのは、非常にこれは地域に密着した形でありますから、私はこれはよく理解できます。しかしこれも、知事部局の対応については、あくまで警察庁の方からの要請であるというお話でありました。

大臣、時間がありますので一点のみお尋ねをしたんですが、要請では弱いんじゃないでしょうか。それこそ、厚生労働部門における介護の支援の場合は、地域包括センターなども含めて設置を法的に担保して、これは指示を出しているわけです。警察庁としても、被害者の救済のために一義的なワンストップサービスの窓口を設けるという意識をお持ちならば、要請では弱いんじゃないですか。

大臣、今回の法律改正には入っていませんが、これを地方公共団体、知事部局に対して、要請ではなく法的な拘束力を持ってやらねばならないというお考えをお持ちいただけませんか。いかがでしょうか。

○中野委員長 内閣府荒木室長、なるべく簡単に、わかりやすく。

○荒木政府参考人 私の方からお答え申し上げます。

す。

委員御指摘のように、被害者の方が必要とされる支援というのは刑事手続だけではございませんで、経済支援、医療、福祉、住宅、雇用等々、多岐にわたっておりまして、地方公共団体に総合的な対応窓口が置かれることは大変重要だと考えております。

ただ、御指摘のように、今はまだ半分ぐらいのこととございまして、内閣府ではこれまでも、担当の課長会議等を開催したり、あるいはメルマガを実は発行しております。他県の実情等をお伝えして、ぜひつくってくださいということに努めてきたところでございます。

地方交付税措置も今度の予算でとっておりますし、さらに地方公共団体に窓口が設置されるように努めてまいりたいと考えております。

○泉国務大臣 今、内閣府からお答えを申し上げます。またように、市町村、保健医療機関、学校、教育機関、さまざまなものが関係してくるわけで、知事部局については、今の仕組みからいいますと、要請という形でなお一層協力をしてもらうように関係部局には働きかけてまいりたいと思っております。

○馬淵委員 要請では私は弱いんじゃないか、そういう思いで、法的拘束力を含めた何らかの検討を進めていただけないかということとございまして、それに対しての明確な御答弁はいただけませんでしたが、引き続き、ワンストップサービス化というのは、これはやはり行政の主導で進めていただきたい。責任を押しつけ合って、いや、うちじゃない、うちじゃないなんというこのないようにはお願いをしたいということで、私の質疑を終わらせていただきます。

○中野委員長 次に、泉健太郎。

○泉委員 民主党の泉健太郎でございます。

本日は、犯罪被害者の給付金の支給に関する法律ということでありますけれども、本日に最近また殺人事件が相次いでいるという現状でもありま

すし、そしてまた我々も、先月議員立法を、これは別個で提出をいたしましたけれども、オウム真理教による犯罪被害者の救済に関する法律案というものも提出をさせていただきます。

この前の三月二十日でもたしかもう十三年を迎えるこのオウムの事件も、大変たくさん被害者の方が出られて、今も苦しんでおられるという現状もございまして。そして、このオウム真理教の被害でいけば、残念ながら多くの損害賠償の債権がいまだに残っております。全体で三十八億円を超える損害賠償債権額がありながら、実際に回収できたのは三五％、そして残額は二十五億円ほど、こういったものがまだ残ったままになっているという状況でございます。

我々は、何とか引き続き被害者の方々の救済を図ってきたいということで議員立法も提出をいたしましたけれども、こういったことについては、国会会中に何とか取り組みを進めて、ぜひ一定の結論を得たいということで、今ちょうど、この内閣委員、与野党を超えて検討を進めている。委員長にも今後の御審議に御協力をいただきたいというふうに思います。

そして、泉公安委員長、犯罪被害者等施策というこの資料が毎年発行をされております。大変お忙しいと思いますが、この中の「遺族の思い」というところがございまして、これはもう大変大きな報道もなされましたが、本村洋さんという方がコラムを書かれております。被害者として本当に辛い思いをされたその方の文章をぜひまた改めてお読みをいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

そういった中で、これまで我々何人かの仲間から質問もさせていただきました。やはり私が一番先にお伺いをしたいのは、哲学のところでありまして。

先ほど来、答弁の中では、加害者がまず一義的責任がある、そして、社会的連帯共助の精神で給付金を支給し被害の軽減を図るというような御答弁であったかと思っております。これは私は、従来の犯

給法でいけば全くその趣旨のとおりというふうに感じておりますが、恐らく、今回の改正も含めて、流れというのは、ただ給付金の支給ではないですよというふうな流れになってきているのではないのかなというふうに思います。

今回、「目的」の中にも、平穏な生活を営むということについて新たに「項目」入りました。そういったことから、私はやはり、この法の精神というものが、ただ給付金を支給するという経済的支援、こういった考え方から、継続的に被害者の方々の生活を支援する、あるいは被害の全般的な軽減を図るということがこの法律の改正であらわされたのではないのかなというふうに思っております。そして、今後もさらにその方向を強めていただきたいというふうに思っております。公安委員長長の御見解として、今回の改正についてはどのような考え方があったのかということをお伺いしたいと思っております。

○泉国務大臣 先ほど、被害者の方の手記を読むようにという御指示をいただきました。また読ませていただきたいと思います。

先日職員からそうしたくないのを見せられまして、何編か拝読をしたところでございまして。大変きめ細かな対応をしなければ二次災害を巻き起こすというような事柄等を痛切に感じ、被害者のお気持ちを察するということが大変重要であるということを知るところでございまして。

今回の法改正につきましては、委員もお触れをいただきましたように、法律の名称を変えた、そしてまた目的も書きかえた。それはまさに、ただ給付金を差上げるということではなくて、被害者に立ち上がっていただく、一日も早くもとの姿に立ち直っていただく、そのことを目的に明記しまして、今回の法律改正をお願いしておりますのでございます。

○泉委員 そこは、こういう切り分け方では必ずしもないかもしれませんが、これまでの犯給法というのは、損害を補てんする、肩がわりする、逸失利益を埋め合わせるという側面が、それも私

は大変重要なことだと思ひます、それがやはり大前提かもしれませんが、そういうことが表に掲げられていたのかなというふうに思ふわけですが、

しかし、諸外国を見ても、やはりこれからは、直接給付ももちろん大前提としながら、引き続き、被害者の方々の、先ほどの言葉でいけば平穩な生活というものをいかに確保するかということ

のきめ細やかな支援、これが大事なのではないかなというふうに思つておりました、その意味では、補償型からより支援型へというふうな時代の流れが全体としてはあるというふうに思ひます。ですので、今後も、そういった支援型の強化というか、支援的側面のさらにきめ細やかな強化をぜひ私は公安委員長にお願いをしたいというふうに思ひます。

さらにお伺いしたいんですが、基本法において、国、地方公共団体、そしてまた国民の責務というものが書いてあります。私は、ちよつとそれを見させていただいて、今回の犯給法の改正の中でどのように国と地方公共団体の役割が変わるのかなということをお伺いしたいというふうに思ひます。

地方公共団体の方には、地域の状況に応じた取り組みというものが第五条に入つておりました、その意味で、どの部分が地域の実情に応じた取り組みができるのか、そしてまたどの部分が国で均一なというか同等のサービス求められるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○泉岡大臣 基本的に、被害者給付金の裁定を行うのは都道府県公安委員会の役割ということにしてあります、支給を行うのは国である、こういう仕分けをさせていただいておりますが、その上に立つて、民間被害者支援団体等が行う犯罪被害者等への援助活動のうち中核を占めるのが、犯罪被害者等に関する相談活動や犯罪被害者等への付き添いあるいは日常生活の支援、いわゆる直接支援活動でございます、これが一定の水準を維持する必要がある、こういうことから、民間団体の手助けをいただいておりますこととございま

す。

地域の犯罪被害の発生状況やあるいは犯罪被害者等の方々のニーズを踏まえて、きめ細やかなさまざまな工夫をしていかなければならないということで、地域の方に、都道府県の公安委員会にそういう役割をお願いしておりますこととござい

ます。○泉委員 実は、与党内閣委員の筆頭であります村田先生も、岡山県の早期援助団体の顧問もされておりました、大変このことについての造詣が深いということでありましても、特に、今お話がありました民間団体、この民間団体につきまして、私は、地域の特性、犯罪の実情、やはりそれぞれ全く違うというふうに思ふんですね、地域ごとに。

今回の法改正の中では、民間団体の全国的な事業水準の向上と均質性の確保を図るべきということが書かれてございます。これは私は両面あるというふうに思つておりました、もちろん、最低限の、例えば被害者のプライバシーの保護あるいは窓口の開設の時間、そういったものは最低限必要かというふうに思ふんですが、やはり個々の被害者に個別にアプローチをしていく、やりとりをしていくという中でいいものと、余り事業の均質性に力を入れることというのが、果たしてどうなんだろうかというふうに思ふところもござい

ます。そこで、改めてですが、どういうところを均質性を持つて、そしてまたどういうところを独自性を持つていただくべく今回法改正に臨んでいるのか、これをお伺いしたいと思います。

○米村政府参考人 お答えをいたします。犯罪被害者の方あるいは御遺族の方にいろいろと御支援をしていくということでは、さまざまな団体がござい

ます。今委員のおっしゃいましたように、ケースごとに、そういった団体がある種の独自性といえますか、それを持つて、ある意味では特化してということですが、それもまた大変重要なことだろうというふうに思ひます。他方、早期援助団体になりますと、これは、私

どもの方が、例えば被害者の方から御了解をいただいて早期援助団体の方に連絡をとつて、早い段階で被害者の方あるいは御遺族の方と会つていた

だいて、その後の支援のありようその他等を相談していただくわけでありましても、被害者の方のどういう状況にあるかということによりまして、この点での、何といひますか、最初の接触というんです

か、それが間違えましても、二次災害、一層精神的に被害を拡大していくというケースもないわけではないわけでありまして、そういった点については、ある程度のノウハウといひますか、しかるべくしっかりとした知見を持った方に接触をしていただく等々についての、ある意味では均質性は必要かなというふうに考えております。

委員おっしゃいますとおり、独自性と均質性、これは両方相並んで支援に当たつていく本質的なものだといふふうに考えております。

○泉委員 公安委員長、ぜひこれは実態を知つていただきたいんですが、正直申し上げて、今、全国で早期援助団体は数々立ち上がつております。そしてまた、その他にも多くの自助グループですとか支援団体がござい

ます。そういった数多くの団体が、民の力で立ち上がつてきたところについては、本当に力強く活動されているところが多数ある。しかし、恐らく国の方も、それなりに、こういった早期援助団体については早期に力を入れて形を整えていこうという流れがあつたというふうに思ひます。

そういう中でいひますと、残念ながら、余り相談件数がない。ボランティアを養成して、数多くの団体ごと

にボランティアを持つてはいるんだけれども、私、いっぱい聞いてまいりました、せっかく研修を受けたのに、残念ながら、実際に被害者の方とお話したことがないという方々が非常に多いんですね。では、被害者の方々がいないのかということでは、間違ひなくおられるわけですが、被害者がおられなくてそういった相談件数がないのであれば、これは世の中すばらしいことですが、被害者は大変あるにもか

わらず、相談までまだつながつていないという現状がござい

ます。そういう中で、やはりよく陥りやすいのは、年に一回の総会、そして全国研修会、ブロック研修会、そして、その研修会の中で犯罪被害者の方から我々ボランティアがお話をお伺いする研修会、大体こういうもので一年間が終わつてしまふなん

というものが十分予想されるんですね。私は、やはりそれではいけないというふうに思ふんです。本来、外国では、被害者を支援する団体の中にも多くの被害経験者が、被害者が、当事者がおられる。そしてまた、被害者とその支援者が本当に一体となつた関係で、まさに当事者の立場から自然な形でさまざまな方の心理的な救済を行つていくというケースがあるんですが、残念ながら日本においては、早期援助団体、全部が全部とはいへませんが、成功例もござい

ますが、被害者の方々の垣根がまだ少しあるのではないかなということを感じます。日常的なやりとりが残念ながら少ないという実情にあるというふうに思ひます。

その意味で、全国研修会というのも大変大事なんですが、そうではなくて、被害者の方、そういった方々との日常的な交流を進める中で、地域でのノウハウ、知見をより深めていただきたいということを私はお願いしたいというふうに思ひます。

そしてまた、早期援助団体だけではなくて、これはぜひ、さまざまな民間団体がござい

ますので、そういったところも細やかに注視していただいて支援を行つていただきたいということも要望としてお願いいたします。きょうはたくさん質問項目があるものですが、ちよつとそのまま次へ進めさせていただきます。今の民間団体のことでもう一つ言ひますと、殺人の被害に遭われた方が年間で約千三百名ぐらい、そして傷害、重傷者が年間三千名ぐらいというところでありますが、実際にこの申請に係る方々

というのは約五百名弱でございます。

このことについて、今、警察、国家公安委員長の方としてはどのような御見解をお持ちなのか。申請数が被害者数に比べて少ないというふうにお思いなのか、いや、これは例えば親族間の殺人も多いし、あるいはさまざまな事情で、大体予想しているとおりの申請数なんだという形なのか。その件について伺いたいと思います。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

犯罪被害者等給付金、中身は遺族給付金あるいは重傷病給付金、また障害給付金でございます。この給付金は、当然のこと、すべての犯罪行為に対して支給されるものではないわけでございまして、いろいろと支給される条件と申しますか、それがあつて、対象が限定されてくるというものでございます。

例えて言いますと、殺人や傷害等、人の生命または身体に対する故意の犯罪行為であるとか、あるいは重傷病といつても、これは加療一カ月以上あるいは入院三日以上を要する負傷または疾病であること。また、障害給付金の障害というのは、これは一応、負傷または疾病が治ったときにおける身体上の障害で一定程度の障害であること。さらには、親族間、あるいは他の公的給付から受給した場合等々に関しまして、一定の帰責事由がある場合も含めて、支給が制限される場合もござい

ます。

いずれにいたしましても、平成十八年度における殺人、傷害致死等故意の犯罪行為による被害者数というのは千五百二十九人です。このうち、被害者が死亡したもののうちのは七百九十六人です。さらに、このうち加害者との間に不支給事由に該当する親族関係があつた犯罪被害者を除いた犯罪被害者数というのは約五五%、約四百五十人ぐらいに推定されるわけでござい

ます。実際に遺族給付金の支給を受けた裁定に係る被害者数というのは二百四十人でありまして、この差に当たる部分につきましても、いわゆるその他の公的給付が支給された、あるいは損害賠償か

ら受けた、あるいは加害者との間に一定の関係がある、親族その他の関係がある等々がございまして、含まれているものと考えております。

したがしまして、今申し上げたような形からいいますと、支給に対していわゆる事由がある場合には的確に支給をしているのではないかとというふう

に私どもは考えております。

○泉委員 公安委員長、きょう私が配付をした資料の二に、これは警察庁の方でまとめられた資料あるいは総務省統計局の人口資料によるというものをつけさせていただきましたが、これは十七年までの資料ですが、死亡者では約三百名、重傷者が約三千名というように載っております。

今、官房長から御説明があつたとおり、さまざまな理由で申請に至らないというケースも確かに数多いわけですが、やはりここで重要なのは、今は被害者の手引というものも渡しているというよう

なことも白書ですとかには書かれておるわけですが、実際に一線の警察官の方々、あるいは現場で活動している援助団体の方々にお話を聞きますと、現場の一線の警察官の方々の中でこの手引を

お渡しになられていないケースも残念ながらあるんだというようにござい

ます。

ですので、改めて、こういった対象者の方の中で漏れないように。しかも、対象者といつても、本人がわからないケースも大変多いですし、なかなか事態の推移を見守らないと対象になるかならないかわからないというケースが大変多うござい

ますので、やはり幅広く、この被害者の手引ですとか、あるいはそれ以上に申請方法、手続をやはり教示していただくということが重要だとい

うふうに思うのです。

そういったことにぜひお取り組みをいただきたいというふうに思いますが、いかが考えでしょう

か。

○泉国務大臣 先ほど来、被害者の方がこの救済制度、犯給法の存在を必ずしも十分に御承知いただ

いていないのではないかとこの御指摘をいただ

いております。

これは、私どもとしては、手引をお渡しするとい

うことだけではなくて、警察官の採用試験のとき、そして昇級試験のたびごとにこの制度を説明し

徹底をさせておるつもりではござい

ますけれども、制度が生かされない、そして被災を受けられた方が大変お苦しみになるという事態を避けなければなりませんので、今後とも、よく確認をいた

しまして、警察庁に対して適切に指導してまいりたいと思

います。

○泉委員 先ほどの、基本計画におけるそれぞれの責務のところでも、私は、国民の責務の表現については少し、果たしてどうなのか、これぐらいしか書けないのかなという気がいたしてござい

ます。といいますのは、国民の責務においては、犯罪被害者の平穏な生活に十分配慮すること、これが一つござい

ます。そして、国及び地方公共団体の施策に協力をするというところが書いてあります。では果たして、国民の責務というのは、国や地方公共団体の行うことに協力をすることだけ

で済んだらどうか。

これは、残念ながら今の基本法の中に明記されていることではござい

ますので、私は、地方公共団体と国の施策への協力ということだけではなく

て、やはり民間団体も含めて協力をしていた

く、あるいは支援への参画もしていた、ということ

のような、趣旨はもうもちろん入っているとは思

うのですが、そういったこともぜひつけ加えていた

でござい

たい、そういったことも今思っているところ

でござい

ます。

少し具体的な中身に入っていきたいと思

います。

大変細かい点でござい

ますので、ぜひ伺いたい

したいと思うわけですが、今、多くの被害者の団

体が心配をしていることが、今回の改正点でもご

ざいます給付金の拡充の問題でござい

ます。従来

に比べて自賠償の水準に近づけるということ

で今

取り組みが進んでおりますが、今回我々がいた

だいては、常時介護一級、この場合は、これまで

は千八百四十九万円が最高額であつた。それが引

き上げ後は三千九百七十四万円、こ

こまで引き上

げ後の給付金の額が予想をされておるわけ

でござ

います。

ただ、わからないのは、この引き上げ後の今回

予想されている額というものは、果たしてどのよ

うに計算をして出されたのか、これがまだちよつ

とはつきりいたしておりません。これをぜひこの

際、御教示いただきたいというふう

に思

います。

○米村政府参考人 例えば、障害給付金の支給額

につきましては、政令で定めるところによつて算

定いたします給付基礎額、これに政令で定める倍

数

を乗じて算出をするものでござい

ます。そのこ

とから、給付基礎額の最低額及び倍数を引き上げ

るということにいたしてござ

います。

具体的に申し上げますと、給付基礎額につきま

しては、被害時の年齢が三十歳以上の方に

つきま

しては、それぞれの各年齢層ごとの従来の給付基

礎額の最高額と最低額の平均額を給付基礎額の最

低額といたしまして、平均収入が低い被害時年齢

が三十歳未満の方に

つきま

しては、全年齢の給付基礎額の最高額と最低額の平均額を今申し上げ

ました給付基礎額の最低額とするようにしてござ

います。

倍数につきましては、従来、千三百四十倍であ

りました。これは障害等級第一級の場合の倍数で

ござい

ますが、これにつきまして、常時介護を要

する場合は二千八百八十倍、それ以外の場合は二

千六百

十倍。また、障害等級第二級の場合では二

千六百

十倍、それ以外の場合は千八百六十五倍。また、

障害等級第三級の場合につきましては、従来千五

十倍であつたものを千六百倍に引き上げる。その

結果、最高額の支給額につきましては、従来の千

八百四十九万二千円から三千九百七十四万四千円

に引き上げるという予定をいたしてござ

います。

○泉委員 大変ありがたいことであると思

います。引き続き、この給付額については拡充を図

つ

ていただきたいというふうに思うわけです。

その中で、今私がいただいている資料では、一級から三級まで。もちろん、今回のあり方の検討会の中でもやはり重度の方についての拡充を図っていくということが書かれておりますが、公安委員長、例えば四級という、どのような方々が四級かというのはなかなか我々もすぐ思い浮かばないわけですが、ちよつと御説明させていただきますと、例えば、両耳の聴力を全く失った場合、これは四級なんですね。三級までいかないわけですね。あるいは、両目の視力が〇・〇六以下、これもまだ四級なんですね。あるいは、両手の手指全部なくなつた場合、これもまだ四級なんですね、三級にいかない。

ちよつとまだ答弁いただいていないのでわからないんですが、四級以下について今回は何か変更点はございますでしょうか。

○米村政府参考人 お答えいたします。

ただいま御説明されました四級というのは、私どもの方の別表の方にも記載をされておるものでございますが、今回は、いわゆる検討会における最終取りまとめを踏まえまして給付の引き上げを行うということでございます。四級以下の、重度後遺障害者以外の障害者に対する障害給付金につきましては、最終取りまとめにおいても引き上げの対象とはされていないとでございます。また、ほかの公的給付制度における障害補償に係る給付との均衡から見ても一定の水準に達しているということで、現在、この改正では現行のとおりとしたところでございます。

○泉委員 この障害者の等級、十四級まであるわけですが、私、改めて見させていただいて実は思ったんです。結局、犯罪被害者の方々というのは、こういった目に見えた障害も大変心に残る、その障害を感じるたびに自分が犯罪を受けたときの被害を思い出すということもあるでしょう。しかし、それとともに、こういった障害に関係なく、心の傷というものもまた別に存在をしているということですね。ですから、犯罪を受けたとき

のショック、そういったものやはりずっと心の中に残っていくことを考えると、等級というのはいくつの基準でありましかれども、等級だけで被害者というものをはかることはできないなというふうに思うわけです。

そういった意味では、今回は、あり方検討会の中で三級までということでもございましたけれども、四級の方でも、職場復帰できない、こういうケースがございます。重度の障害を負つて、四級という中で本当に生活の維持が困難だということもございます。そういったことも踏まえて、やはり私は今後もこの四級以下について御検討はぜひいただきたいなというふうに思いますが、いかがお考えですか。

○泉国務大臣 御指摘の四級以下につきましては、今後の検討課題にさせていただきますと存じます。

○泉委員 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

さらに、これはもう確認でございますけれども、休業補償についてですが、これは、入院、通院の日数のみではなくて、休業の日数全体をとらえてカウントするというところでよろしいですね。

○米村政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○泉委員 ありがとうございます。

それでは、さらにもう一つの問題に行きますが、海外勤務の日本人ですとか海外における日本人、海外における邦人犯罪被害者、この方々が今、この犯給法の対象外になってございます。このあり方検討会の中では、やはりそういった方々においても、犯罪被害に遭われたという実情を見て、状況によっては基金の活用も含めて今後検討していくべきだということが書かれていると思ひます。

公安委員長にぜひお知りいただきたいのは、現在、邦人で犯罪被害、死亡されているケース、これは年間三十人ほどでございます。二〇〇六年十一人、二〇〇五年二十四人、二〇〇四年十五人、

二〇〇三年二十七人、そういった形で、大体十人以上三十人未満ぐらいのことでございますが、実は、邦人犯罪被害者の中でも負傷者については、一九九四年に百二十名だったものが二〇〇四年には三百二十四名、約二・七倍まで上がつてきております。そして、それ以降も二百名を超える方々が負傷をされております。

海外においてさまざまな犯罪に巻き込まれる、こういったケースもございしますが、こういった方々を現在もこの犯給法の枠外に置くということの理由を改めて御説明いただきたいと思ひます。

○泉国務大臣 犯給法の支給に係る裁定に当たりましては、委員御承知のように、犯罪被害の事実や、被害者の被害を受けた理由、帰責事由の有無、そうしたことを適正に認定しなければなりません。したがつて、二百名を超えるような負傷者あるいは十人から三十人程度の亡くなった方におきまして、外国においてこうした事実関係を調査しなければならぬ、そして、その上に立つて認定をしなければならぬということになります。

また、危険地域へみずから渡航して被害に遭われるというケースもあるわけございまして、こうした場合、どのように取り扱うかということが大きな問題となることから、犯給法の対象には難しいということ、今、外側に置かせていただいているところでございます。

○泉委員 とはいえ、今、恐らく政府間で、例えば捜査における協力関係の強化というものは年々進んでいるわけですね。国際犯罪の取り締まりも含めて、テロの防止も含めて、そういった取り組みが非常に進んでいる。そういう中で、多少所管がまたさまざま分かれるところもあると思ひますが、捜査資料ですとか、さまざまな加害者側の資料につきましても、そろえていける土壌は今後どんどんでき上がってくるというふうに思ひます。もうボーダーレスの社会ですから、やはりそういった意味でも、現在はこういった状況かもしれませんが、外国における邦人の犯罪被害者、これも大変

ふえていくことをぜひ今回御認識いただいで、今後検討していただきたいというふうに思ひます。

政府の方でも、例えば、日本における留学生ですとか、ビジット・ジャパンの計画がございまして。海外においても、やはり観光も含めてさまざまな、そういった自国に他国の方々を引き寄せようという形で政策がまた繰り広げられているわけですね。そういった面で人的交流はより進んでいくわけですので、ぜひこれは今後とも検討していただきたいというふうに思ひますが、その御決意をお願いします。

○泉国務大臣 今御指摘の件につきましては、確かに、交流が盛んになるということでございまして、日本人自身が海外に出かけるケースが大変多くなつてくる。そういう中で災害に遭われることを考えましたときに、今後の検討課題にさせていただきますと思ひます。

○泉委員 それで、今基金の検討ということが言われているわけですが、これは詳しく質問通告しておりますが、財団法人犯罪被害救済基金が現在ございまして、ただ、これは、文部科学省と一体となつて学生への奨学金を中心に行つていて、あとは広報活動等ということになつております。今後の政府側のイメージとして、さまざまこういった過去の犯罪に遭われた方々、そして外国で遭つた日本人の犯罪被害者に対しての扱い、こういったものについて基金の活用が言われているわけですが、現在ある救済基金について、その質的な拡充というか展開を図っていく中で考えておられるのか、また別個の基金ということを考えておられるのか、この点についてお願いいたします。

○泉国務大臣 犯給法の考え方の中で犯罪被害者へのお手伝いをさせていただいておるわけですが、個別の事情に照らして、なかなか手が差し伸べられないと基本法の趣旨を全うできないと思われような特別の理由がある方に対して、社会の連帯共助の精神から、民間の浄財を財源とす

る給付を行う基金を創設することが提言されている、さきの検討会でそういうことが提言されていることを承知いたしております。この検討会のま

とめを踏まえまして、民間浄財による基金の創設につきましても、基本法を所管する内閣府を初め政府全体として検討がなされていくものと承知をしております。

警察庁といたしまして、こうした基金が運営されれば犯罪被害者等の支援に資すると思われるところが大きいわけでありますから、そうした基金が創設された場合には必要な協力を行っていき

たいと考えています。

○泉委員 ちよつと今はつきりしない答弁でしたが、現在ある基金を使われるのか、それともまた別個に新たな基金の創設ということが十分視野にあるのか、それをお伺いしたので、改めて御答弁をいただきたいと思いますが、もう時間がござい

ませんので最後にもう一つつけ加えて、今の御答弁も最後にもう一つつけ加えて、今の御答弁

といいますのは、きようお配りをした資料一、一枚目の紙でございしますが、これを一目見ていただいてもわかるかとおり、先進主要各国における犯罪被害者に対する補償額の比較でござい

ます。これは全国犯罪被害者の会(あすの会)作成の資料でござい

ます。皆さんももうごらんになられたこと

があると思いますが、これを見ると、日本は総支給額が大変少ないということがござい

ます。他国は百億円単位で総支給額があるにもかかわらず、日本は二〇〇五年現在、これはまだ

だもつとふえていますけれども、十一億三千万。これを一人当たり

に直しますと八円ということでございます。しかし、各国は、最大のフランスで国民一人当たり

六百円の負担までして犯罪被害者の救済に充てているという、この事実をぜひ御認識いた

いただきたいというふうに思います。

我々、こうして政党活動をする者も、政党助成法において国民一人当たり二百五十円御負担

いただいて政党活動しておりますが、やはりそれぐら

いは少なくとも犯罪被害者の方々に対してしつ

かりと手当てをするのが礼儀だというふうに私は思いますし、それ以上に今後拡充をしていただ

きたいというふうに思います。

そして、日本では、先ほど約五百件ほどの申請がございましたが、現在ほとんどが死亡事件の申請でございます。しかし、アメリカにおいては、委員長、ぜひ知っていただきたいんですが、十一

万件の申請数でございます。十一万件の申請数の中で、殺人事件は約一％。これはアメリカの中

の申請件数の話ですが、傷害事件が三六・三％、虐待事件が二四・一％、DVが七・三、性犯罪が

六・六、その他が一・六というふうに、日本は今殺人事件が申請のほぼ半分以上を占めているという中でいいますと、アメリカはより幅広く、より末端の被害までしっかりと給付の対象にしているということもこの際ぜひ御認識をいただ

きたいと思

います。

基金の件だけ御答弁いただいて、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○中野委員長 警察庁米村官房長、なるべく簡潔に。

○米村政府参考人 はい、わかりました。

制度はそれぞれ違っておりますが、公的給付制度それぞれありまして、また犯罪の発生状況が異なるというところでありますが、一点だけ申し上げ

ますが、給付一件当たりの平均の支給額につきましては、例えばイギリスは七十三万円、ドイツは六十一万円、アメリカは三十二万円、フランスは二百十二万円というところでござい

まして、日本は改正前の時点で約二百七十五万円というふうになつております。

それから、今アメリカの例を御指摘されましたけれども、これもまたほかの公的な制度の絡みでござい

まして、アメリカの場合には、多くが医療費の負担という観点で、要するに、日本のような保険制度が十分発達して

おりませんので、そこでこの種の給付金が活用されているということだろ

うというふうに私どもは考えております。

○泉国務大臣 基金の創設につきましては、今後の検討課題にさせていただきますと思います。今のところ、現時点では確定をしていないということとでございますので、今後の課題にさせていただきます

たいと思

います。

○泉委員 終わります。

○中野委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。私は、ちようど二〇〇四年十一月のこの委員会で、犯罪被害者等基本法を全会一致で採択するとい

うことになりましたけれども、このときにも、被害者の皆さんの権利を保障するという立場から犯給法の充実が必要だということを求めてまいりました。ですから、今回のこの法改正について

は、もちろん賛成をするものであります。

その上に立つて幾つかの問題をお伺いしたいと思います

○吉井委員 最初に、私は、昨年十月二十六日のこの委員会で、鹿児島県志布志と富山県氷見の二つの冤罪事件について、県警本部長は被害者に直接お会いして謝罪したというようなことをお聞きしました。あれからおよそ半年たつて

いるんですが、直接お会いして謝罪をもうされたのかどうか、これは政府参考人に最初に伺っておきま

す。

○米田政府参考人 富山の事件につきましては、これは無罪であるということが判明した時点で警察本部長が元被告人の方に直接お会いをして謝罪をしております。

それから、鹿児島事件につきましては、そういう意味では十月の時点と変化はござい

ません。鹿児島県警としては、元被告人の方々の御納得をいただけるようにいろいろな方策は模索しているよう

でございますけれども、現在のところ変わっており

ません。

○吉井委員 これは今、防衛省にしても厚生労働省にしても、被害者には大臣なりあるいはその幹部の方が、出かけていくことも含めて、直接謝罪をして

いるわけですね。重大な誤りを犯したとき

には、企業の社長もやはり出かけていって謝罪するとい

うのは普通なんですよ。

志布志の事件では全員無罪が確定して、そして、

せんだつて三月十八日には、福岡地裁でさらに、この踏み

字事件を起こした警部補については特別公務員暴行陵虐罪で懲役十

九月の判決が下っているん

ですよ。

逮捕された十五人の方というのは、亡くなられた方もいら

っしゃいます。家族は本当に苦しんでこられたん

ですよ。取り調べの人権侵害も明らかになつてお

りますが、入水自殺を図られた方、首つり自殺に追

込まれて間一髪救われた人々、仕事を失ったままの人、

息子さん

がリストラされ、その後再就職もままならないという人など、深刻な被害が生ま

れているん

ですよ。

警察は特別な世界であつて、無実の多数の人であつても

警察だけは別に謝らなくてもいい、私は、そういう世界

じゃないと思

うんですよ。もと

もと冤罪という違法捜査で苦しみを与えてきたわけ

です。だから、そんな場合でも謝罪しないというこ

とを警察として方針にしておられるのかどうか、この

点、重ねて政府参考人に先に伺つてお

きたいと思

います。

○米田政府参考人 そのようなことは方針としており

ません。

そして、鹿児島につきましては、県警本部長は今までのところ、

県議会や記者会見の場で謝罪をしております。以後、さら

に御納得いただけるようになければいけないというこ

とを思

つておりますけれども、現在、国賠訴訟において、その見

解は必ずしも一致をしております。そういった推移も見

ながら、鹿児島県警において適切に対処していくもの

と考えております。

○吉井委員 この問題は、本題に入りたいので、そう

長くやるつもりはないん

ですよけれども、今回の被害者救済法の対象にも

ちろん想定しているような話

じゃないん

ですよ。

しかし、国家公安委員長は国会でも謝罪されたん

ですよ。昨年の委員会

で真相究明と可視化に

ついて私は求めまして、当然、現場の責任者が被害者と家族に謝罪するもの、大臣まで国会で謝ったんですから、私はそう思っておったんです。冤罪とか特別公務員暴行陵虐罪というのは、やはり犯罪というべきものになってくるんですね。だから、この法には想定していないんですけれども、まず謝罪するのが私は人の道だと思ふんです。この点について、大臣にお考えを伺っておきたいと思ひます。

○泉国務大臣 御指摘の謝罪につきましては、具体的に捜査に關してどのような謝罪を行うべきか、こうした事柄については捜査を行つておる都道府県警察において基本的には判断すべきものだというふうにお考えしております。

先ほど局長からお答えを申し上げましたように、県議会有るいは記者会見の場で既に謝罪を表明したというのを承知いたしております。しかし、私といたしましては、志布志事件の捜査については反省すべき点がたくさんあると考えているところでございます。元被告人の方々に對しましておわびを申し上げなければならぬと考えております。

○吉井委員 私は、その方たちに賠償をどうするかという話とは全く別に、自殺未遂に追い込まれるところまで多くの方たちを追い込んだ、しかも狭い地域社会の中で大変なことなんです。やはり今の公安委員長のお考えというものが鹿児島県警本部にもきちんと徹底されるように、これは警察庁の方に求めておきたいと思ひます。

法案の方について、「目的」に犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護を明記して、そして、犯罪被害者の要望に基づいて支援措置などを拡充するといふものになっていると思ひます。一歩前進だと思ひますが、現行の裁定申請を規定した第十条を改正して、申請期間の特例が設けられるわけです。現行法では、死亡などの被害発生から七年から二年、または死亡などの被害発生から七年としてゐるわけですが、今の第十条の規定によつて、二〇〇七年と二〇〇六年に、申請期間が経過

しているからだめだといつて申請できなかったケースは何件あるのかを参考人の方に伺つておきます。

○米村政府参考人 お答えいたします。

申請期間が経過し不支給決定となつたものは、平成十八年が一件、平成十九年が四件でございます。

○吉井委員 なぜだめだったのか。これは、死亡診断書等被害者の死亡を証明する資料が存在しなかつたため、第一審判決が出るまで待つほかになつたとか、犯罪被害給付制度の教示を受けていゝなかつたことから、被害者の方は知らなかつたといふことですね。

それから、この制度の説明のパンフレットを警察の担当者から渡しはしたが、読みなさいといつて詳しい説明はなかつたといふことで、よく本人は理解できてゐなかつたとか、加害者に監禁されるなどしてゐたことで、被害者が殺人行為により死亡した事実が明らかになるには、死亡診断書等被害者の死亡を証明する資料が存在しなかつたため、第一審判決を待つまでほかになつたといふこと。さらに、その上、被害者給付制度の教示を受けてゐなかつたといふことで、今までも、制度があつても実は救済されてゐない、こういうことがあつたわけでありませう。

死亡して七年を経過して、その死亡が犯罪によるものと判明したケース、また、加害者に拘束されて、拘束中に殺害された日から二年の間に申請できないケースといふのはいろいろなケースがあつて、これまで申請が拒まれたわけですね。

現行十条は、申請期間について、北九州の事件のように、犯罪行為によつて死亡など被害を知つた日から二年と定めてゐる問題があつたわけですが、さらに、拘束されてゐる二年という期間が過ぎた場合は申請できないといふ問題などもあつたわけですが、この二年で十分なのかどうか、これは政府参考人の方に伺つておきます。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

一定の除外期間の定めがありまして、二年が果たしてどうかといふことでございますが、知つたときからといふことにつきましては、どうしてもやむを得ずといふケースがあるんじゃないかといふことでございませう。

したがいまして、今回はそういうケースも含めて、さらに除外期間の特例として、六カ月間は申請ができるように特例措置を設けてゐるということでありまして、その際やはり大事なことは、せつかく特例措置を設けても、被害者の方があるいは関係する方が知つてゐたかなきや意味がないといふことでございませう。その点も含めて、私どもの方はしっかりと対応していきたいといふふうに考えております。

○吉井委員 あわせてもう一つ、水没死体発見のように、死亡後七年経過してゐて、その死亡が犯罪によるものであつたといふ場合ですね。現行十条では申請できないこととなりますが、改正後にはこの場合は申請が可能となると見ていいわけですね。確認しておきます。

○米村政府参考人 お答えいたします。

御指摘の事例でありますけれども、遺体が発見された、しかし、自殺なのか事故死なのか、あるいは殺人事件なのかわからない、しかし、その後大分たつてから、ほかの犯罪者が実はあつた殺人だといふふうになりつたといふか、そういうケースもあり得るだらうと思ひます。その際、もう七年たつてゐるといふことになりまして、これまで申請ができなかつたといふことがございませう。これからは、申請のできないやむを得ない事由といふことがこれに該当するのではないかと申す方が思ひます。したがつて、六カ月の間に申請ができる、また、申請ができるように私どもの方が必要たらうといふふうを考えております。

○吉井委員 この十条は、申請期間を遺族の方が犯罪発生を知つた日から二年としてゐて、二年間でも十分ではなかつた例が実際にはあるわけですが、

けれども、しかし、拘束されてゐたとかいろいろな事情があつて申請できなかった、こういうときには、その拘束が解けた、拘束の理由がなくなつたとかそういう場合には、その日から六カ月といふことでさらに広がるわけですが、先ほどの申請期間が経過してだめだといふ一、二、三の例など、こういうものを含めて、せつかく法改正しても、すき間に落ち込むといふのは当然あり得るわけなんですね。

そこで、公安委員長にお答えいただきたいんです。やはり広く救済する、これが一番の法目的ですから、そういうときには、どうしても十分うまくいかないところについては弾力的運用によつて救済されるよう図るようになるのか、あるいは、弾力的運用といつたつて限界がありますから、その場合には、今後の経過を見て、当然、法の充実に努力をしていくということが必要だらうと思ふんですが、この点についてのお考えを伺つておきます。

○泉国務大臣 いわゆるやむを得ない理由に当たつかどうかの判断につきましては、個別の事案によつていろいろなケースがあると思ひます。

ただ、この法律の本来の目的、被害者を救済し支援していく、本来の姿に戻つていただくというその原点に立つて、これからの判断を、先ほど申し上げました、真にやむを得ない事柄であるかどうかといふのを判断させていただきたい。原点に立つて判断することが重要だと私は思ひます。

○吉井委員 実際に、犯罪の形がさまざまですから、被害の形もさまざまになるんですね。ですから、七年、二年とか六カ月だけでは、簡単にそれで割り切れないといふものはやはりあるわけですね。この法の目的は広く救済するといふことですから、そういう立場に立つて臨んでいくことが大事だといふふうに思ひます。

この点では、犯罪被害から何年経過してゐようが、犯罪被害者や遺族から見れば、その犯罪を知つた日とか、あるいは、拘束が解けて申請できることを教えてもらつて、知つて判断できるよう

になった日から本来、出発だと思ふんですね。ですから、そういう点で、被害者救済という法の目的がよく生かされるよう、一層の改善やあるいは弾力的な運用というものが大事になってまいりますから、そのことを考えてもらいたいと思ふんです。

あわせて、過去の被害についての問題です。申請期間の問題について、法律を遡及適用させるということもやはり大事なことだと思ふんです。

犯罪被害者支援都民センターの大久保恵美子理事・事務局長は、過去の犯罪により現在も後遺症が残っている人に対しては国は現実を直視して法律を遡及させて救済していただきたいということを言っておられますし、先ほどドイツの例がありましたけれども、ドイツでは遡及効が認められており、一九七六年制定の犯罪被害者補償法は一九四九年五月二十三日以降の犯罪にもさかのぼって適用されるというふうになっていることなどを紹介して、過去の被害の救済についても訴えておられます。

私は、やはりこうした要求にこたえて、過去の被害者の遡及適用についても、被害者を広く救済するという立場からうんとよく研究し、そしてその充実を図るために努力をしていくということが大事かと思ひますが、この点は国家公安委員長に伺います。

○泉国務大臣 遡及の問題につきましては、この法案の検討会の最終取りまとめにおきましても、「新たな法制度を遡及適用することはいらないものとする。」ということをちようだしいしておるわけでありまして、やむを得ない理由から遡及をさせるといふことにつきましてはいろいろな問題がございますので、今法律の中で遡及を考えるとすることは私どもは想定をいたしておりません。

○吉井委員 だから、今回の法律では出ていないのはよくわかつているんです。今後の課題としてこういうこともよく研究することはやはり大事じゃないか。

それは、犯罪というのは本当にいろいろなもの

がありますから、今回における遡及適用の問題も含めて、先ほども出ておりましたオウム真理教による被害者の方の問題、それから、大和都市管財の事件など、あれは何か経済犯だけに見えませんが、れども、しかし、この間、超党派の議員で集まりがあつたときに伺つたんですが、近畿財務局が墨つきを与えたことによつて抵当証券を信頼してたくさん被害者が出た、その被害者の中には、自殺されるところまでいって、慌てて夫が飛びついて助けたという方とか、心身症など非常に重大な被害というものが続いているんですね。

ですから、いろいろな被害者の立場に立つた、それぞれに應じた法律の一層の充実や検討というものを、そしてその中には、遡及適用の問題も含めて、どうして被害者の方の救済に広く当たつていくかについての検討、努力というものはこれから引き続いて行われるべきものだと思います。この点について、最後に公安委員長のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○泉国務大臣 仮に遡及適用するということを考えました場合にも、いつの時点までさかのぼるか、あるいはまた、公正公平に合理的な基準を設けるといふことができるか、大変幾つも大きな問題を抱えておるわけでありまして、この遡及というよりも、場合によつては基金を活用するというような方策も考えてみる必要はあるかと思ひます。

○吉井委員 考える必要はあるということですから、今後、必要に応じて、必要だということとで検討されていくというふうな受けとめておいて終わりたいと思ふんですが、そういう受けとめていいですね。そこだけ聞いて、終わります。

○泉国務大臣 大変恐縮でございますが、遡及を考えることは大変難しいというところは委員もおわかりいただけたと思ひます。別途の手段を考えられないかということについては、御指摘をいただきましたので、考えさせていただきます。

○吉井委員 終わります。

○中野委員長 これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○中野委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中野委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、櫻田義孝君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。泉健太郎。

○泉委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明いたします。

その趣旨は案文に尽きておりますので、案文を朗読いたします。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 政府は、今回の法改正を含め、犯罪被害者等のための施策及び犯罪被害給付制度の全般について、国民に対し広報啓発活動を積極的に行い、周知徹底を図ること。

二 近年の相談件数の増加、また給付金申請件数の動向などに鑑み、犯罪被害者等の対応に携わる各種機関は特に犯罪被害者等に対し、その有する権利や手続について十分な教示を行うこと。

三 政府は、犯罪被害者への経済的支援等のさらなる充実を図るとともに、犯罪被害者等基本計画に掲げられた施策の着実な実施に努めること。

四 この法律の対象になつていない過失による犯罪被害、外国における邦人の犯罪被害及び過去の犯罪被害の救済等を引き続き注視し、民間基金の活用等これらの犯罪被害者等への全般的な支援に努めること。

五 犯罪被害者等給付金支給について、犯罪被害等早期軽減に資するため、裁定の迅速化、早期支給に努めるとともに、その支給水準については、諸外国の動向も参考にしつつ、引き続き見直しを検討していくこと。

六 政府は、民間団体に対する財政的援助を含めた支援の充実にも努めるとともに、関係行政機関、民間団体等による犯罪被害者等に対する総合的な支援体制の確立を推進すること。

七 我が国において未曾有の惨禍をもたらしたオウム真理教の犯罪による多数の被害者等に対する適切な支援策を検討すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○中野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。泉国国家公安委員会委員長。

○泉国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重して努力してまいる所存でございます。

○中野委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会

報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中野委員長 次に、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の二案を議題といたします。順次趣旨の説明を聴取いたします。増田国務大臣。

地域再生法の一部を改正する法律案
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○増田国務大臣 このたび、政府から提出いたしました地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の二法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、地域再生法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地域再生は、地域の知恵を生かした自主的・自立的な取り組みを国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の活力を再生しようとするものであります。地域再生法の施行後三年にわたり、九百六十三件の地域再生計画が認定され、全国各地で創意工夫にあふれるさまざまな取り組みが行われてまいりました。

今般、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を推進するため、地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求め

ることができるところとするほか、地域再生に資する事業に対して貸し付けを行う金融機関に対する地域再生支援利子補給金の支給について定めること等を通じ、地域再生をさらに推進するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げますと、

第一に、地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案できるものとするともに、地域再生協議会を組織することを要請することや自己を地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができるものとしております。

第二に、地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に基づき地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する事業を実施する事業者等に対する貸し付けを行う金融機関で内閣総理大臣の指定を受けたものに対し、地域再生支援利子補給金を支給することができるようとしております。

第三に、公益法人制度改革に係る寄附金税制との整合性を図るため、特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例についての規定を削除するとともに、必要な経過規定を置くものとしております。

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

構造改革特区は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、構造改革をさらに加速させるための突破口となるものであり、同時に、地域の活性化の手段となるものです。これまで、構造改革特別区域推進本部においては、全国から提案募集を行い、規制の特例措置を決定してまいりました。

今般、これまでの提案募集を踏まえ、酒税法の特例を構造改革特別区域法に追加すること等を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域

の活性化を図るため、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の概要を申し上げますと、

第一に、酒税法の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特区において農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、みずから生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合に、当該製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないことその他所要の規定を整備してまいります。

第二に、同じく酒税法の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特区において地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物を原料とした果実酒またはリキュールを製造しようとする者が、果実酒またはリキュールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げることとしております。

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○中野委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

地域再生法の一部を改正する法律案

地域再生法の一部を改正する法律

第一条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 財産の処分の特例」に係る承認の手続の特例（第二十二条）を「第五節 地域再生支援利子補給金の支給（第二十二条）の処分の制限に係る承認の手続の特例（第二十三条）」に、「第二十三条―第三十二条」を「第二

十四条―第三十三条に、「第三十三条・第三十四条」を「第三十四条・第三十五条」に改める。
第四十条第二項第三号中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第五十条第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第二十二条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項

第五十条第九項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

四 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第三号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の地域再生計画に関し密接な関係を有する者

五 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、地域再生計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

ならない。

第六条第一項中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「前条第六項」を「前条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第七条第一項中「第五条第六項」を「第五条第八項」に改め、同条第二項中「第九項」を「第十一項」に改める。

第八条第一項中「第五条第六項」を「第五条第八項」に改める。

第十条第一項中「第五条第六項各号」を「第五条第八項各号」に改め、同条第四項中「第五条第九項」を「第五条第十一項」に改める。

第十二条第一項中「この条において」を削り、同条中第六項を第十一項とし、第五項を第十項とし、第四項の次に次の五項を加える。

5 次に掲げる者は、協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができ

る。

一 第五条第二項第三号に規定する事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団

体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。

第六章中第三十二条を第三十三条とし、第二十五条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げ

る。

第二十四条第二号中「第五条第七項」を「第五条第九項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条を第二十四条とする。

第二十二條中「第五条第三項第五号」を「第五条第三項第六号」に改め、第五章第五節中同条を第二十三条とする。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 地域再生支援利子補給金の支

給

第二十二條 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域再生計画に係る協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域再生計画に記載されている第五条第三項第五号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域再生支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする地域再生支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする地域再生支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した

当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、地域再生支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により地域再生支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた地域再生支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときはその計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が地域再生支援利子補給金を支給することができるとする年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二条 地域再生法の一部を次のように改正す

目次中「第三節 特定地域雇用等促進法人に

対する寄附等に係る課税の特例（第十九条・第二十条）」を「第三節 地域再生基盤強化交付金の交付等（第二十一条）」

の交付等（第十九条）に、「第五節」を「第四節」に、「第二十二條」を「第二十条」に、「第六節」を「第五節」に、「第二十三條」を「第二十一条」に、「第二十四條」を「第三十三條」を「第二十二條」第三十一条に、「第三十四條」を「第三十五条」を「第三十二條」第三十三條に改める。

第五條第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「第二十二條第一項」を「第二十条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五條第三節を削る。

第二十一條第一項中「第五条第三項第四号」を「第五条第三項第三号」に改め、第五章第四節中同条を第十九條とする。

第五章第四節を同章第三節とする。

第二十二條第一項中「第五条第三項第五号」を「第五条第三項第四号」に改め、第五章第五節中同条を第二十條とする。

第五章第五節を同章第四節とする。

第二十三條中「第五条第三項第六号」を「第五条第三項第五号」に改め、第五章第六節中同条を第二十一條とする。

第五章第六節を同章第五節とする。

第六章中第二十四條を第二十二條とし、第二十五條から第三十三條までを二条ずつ繰り上げる。

第七章中第三十四條を第三十二條とし、第三十五條を第三十三條とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。ただし、第二条 次条並びに附則第四条及び第七条の規定は、一般社団法人及び一般財団

法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二條第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人が第二條の規定による改正前の地域再生法以下この条において「旧法」という。第五條第三項第三号に規定する事業を行う場合については、同号並びに旧法第十九條及び第二十條の規定は、平成二十五年十一月三十日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二條第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人」と、「公益法人」とあるのは「特例民法法人」と、旧法第十九條第一項中「公益法人」とあるのは「特例民法法人」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第五十五條、第六十五條、第八十四條及び第八十八條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法の規定」と、同條第二項中「とす」とあるのは「とす。ただし、当該指定の日から起算して二年を経過した日が平成二十五年十二月一日以降に到来する場合には、当該指定の有効期間は、当該指定の日から同年十一月三十日までとする」とする。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正) 第三條 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第四号口中「同條第三項第五号の下に「及び第六号」を加える。

第四條 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第九條第一項第四号口中「同條第三項第五号及び第六号」を「同條第三項第四号及び第五号」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六百六十八條の二及び第六百六十八條の三を削る。

(内閣府設置法の一部改正)

第六條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第三号の三中「及び同法」及び「並びに同法」を「同法」に改め、「配分計画に関すること」の下に「並びに同法第二十二條第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること」を加える。

第七條 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三項第三号の三中「第二十一條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができることとするほか、地域再生に資する事業に対して貸付けを行う金融機関に対する

地域再生支援利子補給金の支給について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「(酒税法の特例)」を付し、同條第一項中「併せ」を削り、「酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三條第十九号に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したものに限る。以下この条において「米」という。米、こうじ及び水又は水、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。以下この条及び別表第十八号において「濁酒」という。))」を「次の各号に掲げる酒類」に、「濁酒」を「酒類」に、「別表第十八号に掲げる」を「同表第十八号に掲げる」に、「濁酒を」を「次の各号に掲げる酒類」という。を削る。以下この条及び別表第十八号において「特定酒類」という。を削る。同法第三條第十九号に規定するその他の醸造酒を当該各号に定める酒類に、「同法」を「(酒税法(昭和二十八年法律第六号)に改め、「以下この条の下に「及び次条」を加え、「には、同法」を「は、酒税法」に改め、同項に次の各号を加える。

一 酒税法第三條第十三号(二を除く。)に規定する果実酒(自ら生産した果実(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。))以外の果実を原料としたものを除く。)) 同條第十三号に規定する果実酒の製造免許

二 酒税法第三條第十九号に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。))、米、こうじ及び水又は水、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。)) 同條第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許

第三條第二項中「酒税法第三條第十九号に規定するその他の醸造酒」を「同項各号に定める酒類」に、「同法」を「酒税法」に改め、「あるのは、」の下に「前項第一号に定める酒類の製造免許にあっては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八條第一項第一号に掲げる酒類に限る旨」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあっては「を」を加え、「第二十八條第一項に規定する濁酒」を「第二十八條第一項第二号に掲げる酒類」に改め、同條第三項中「又は同項」を「同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類」に改め、「なくなつた場合」の下に「又は同項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合」を加え、「同項」を「第一項各号に定める酒類」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

第二十八條の次に次の一項を加える。

5 酒税法第七條第三項第三号(果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

第二十八條の次に次の一項を加える。

第二十八條の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類(別表第十八

号の二において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた同表第十八号の二に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合に、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定の適用については、同項第七号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第十五号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」とする。

一 酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。）
二 酒税法第十三号に規定する果実酒の製造免許
三 酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール（酒類（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料としたものに限る。） 同号に規定するリキュールの製造免許

十八の二

特産酒類の製造事業

第二十八条の二

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十年四月一日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。（経過措置）

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の構造改革特別区域法（以下「旧法」という。）

2 前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法平成十四年法律第百八十九号第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類に限る旨」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第二号に掲げる酒類に限る旨」とする。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合又は同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合には、税務署長は、同項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

4 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。
別表第十八号中「濁酒」を「特定酒類」に改め、同

号の次に次のように加える。

第一項の規定により付された製造する酒類の範囲を新法第二十八条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。

理由

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、特定農業者による果実酒の製造並びに地域の特産物を用いた果実酒及びリキュールの製造に係る酒税法の特例措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年四月十一日印刷

平成二十年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K